

ふるさと納税制度の検証

関西大学経済学部教授 橋本恭之

近畿大学短期大学部専任講師 鈴木善充

<要旨>

本稿では、ふるさと納税制度を検証した。その結果、第 1 にふるさと納税が導入されて以降、寄附金額に占める税収ロス比率は毎年上昇し、2013 年度には 77%にも達していること、第 2 に、ふるさと納税制度による地域間の税収格差是正効果は小さいこと、第 3 に、各市町村のふるさと納税の状況からは、歴史的建造物の保存への寄附など明確な寄附先を提示できた自治体では返礼品を提供しなくても、寄附を集めることに成功していること、大都市では、大口の個人寄附を受け取っているケースが多く、一人当たりの寄附額がおおきくなっていること、牛肉や海産物など特徴ある特産品を多くもつ北海道下の市町村では、返礼品を送付することで多くの寄附を集めていること、第 4 に、ふるさと納税制度の活用には、公式ホームページの充実と民間のポータルサイトの連携が、返礼品の還元率に頼ることなく、寄附を増加させることにつながることに成功していること、第 5 に、ふるさと納税による寄附額は、ふるさと納税に力を入れている一部の自治体に集中していること、第 6 に、ふるさと納税の問題点としては、寄附税制の効率性が満たされていない可能性があること、高額所得者に有利な節税手段を提供するものとなっていること、ふるさと納税に関する情報公開が不十分であること、小規模団体ではふるさと納税制度を十分に活用できていないことがわかった。

本稿ではふるさと納税の改善策として、地方税について設定されている特例部分を段階的に廃止すること、ふるさと納税についての情報公開の最低限の基準を統一すること、小規模団体でのふるさと納税制度の活用促進を提案したい。

第1節 はじめに

近年ふるさと納税がブームとなっている。総務省によれば、制度発足当初の2008年には日本全体で寄附金72億5,996万円に留まっていたものが、2011年にはふるさと納税の形での東日本大震災への寄附が急増したことで649億1,490万円にも達した¹⁾。2012年は東日本大震災への一時的な急増の影響が消えたため、寄附金額は130億1,128万円と減少したものの、2013年には141億8,935万円と再び増加傾向にある。2014年については2013年を大きく上回る勢いの自治体が多い²⁾。これは、マスコミ等の報道で自己負担2,000円で、自己負担を大きく超える返礼品が期待できることが周知徹底されてきたためだ。ふるさと納税制度において、各自治体は寄附金額のかなりの部分を返礼品につかっても歳入を増やすことができる仕組みとなっている。

このため各地方団体の返礼品合戦は、近年益々過熱してきた。全国から多数の寄附を集めている地方団体では、返礼品をグレードアップし、1年間に複数の寄附に分けた場合にも返礼品を送付したり、寄附の金額別に寄附額の半額程度の特産品を用意しているところが多い³⁾。個人住民税所得割の1割までは寄附金額にかかわらず2,000円の自己負担で済むため、高額寄附への強いインセンティブを与えているわけだ⁴⁾。たとえば、10万円の寄附に対して、5万円の特産品が入手できるならば、48,000円もの利益を寄附者にもたらすことになる。寄附を受け取った自治体と寄附者が受け取った利益は、寄附者が居住する自治体と国の負担で、もたらされることになる⁵⁾。

本稿の目的は、ふるさと納税制度が地方財政に与える影響、寄附者に対する影響をみた

1)ここでの寄附金総額は、寄附金控除が適用される寄附金額を集計されたものである。ふるさと納税では、寄付をおこなっても確定申告をおこなわない人も多く、実際の寄附金額はこの金額を上回っている。なお、「寄附金」は「寄付」の法令用語である。

2)たとえば大阪府泉佐野市では、2013年度には4,604万9,000円だったものが2014年7月に返礼品の見直しをしたことで寄附金が急増し、2014年度には4億6,756万5,641円に達している。

3)2014年10月3日付け日本経済新聞記事によると、新潟県三条市は、2014年10月から寄附金に対する返礼品の還元率を6割にまで引き上げている。

4)2015年度からは、所得割の2割までが自己負担2,000円で済む。

5)ふるさと納税制度による税収減は、交付税の基準財政収入に75%が算入されることになっている。つまり交付団体の居住者による寄付は、ほぼ国の税収ロスをもたらすことになる。

うえで、ふるさと納税制度の問題点を指摘し、その改善策を提示することである。本稿の具体的な構成は以下の通りである。第2節では、ふるさと納税の仕組みと現状についてみていく。まず、ふるさと納税の仕組みを数値例を使いながら説明していく。次に、ふるさと納税の現状について、制度導入以降のふるさと納税の寄附金総額の推移と寄附金総額に占める税収ロス⁶⁾の推移をあきらかにする。第3節では、第1に寄附金税制が個人の寄附行動に与える影響について、先行研究にもとづき整理する。第2に、都道府県別にふるさと納税制度の活用⁷⁾の状況を確認する。第3に北海道、神奈川、愛知、大阪、福岡県下の各市町村におけるふるさと納税の状況を見ていく。ふるさと納税による寄附金額上位の市町村がどの程度の返礼品を用意しているかを中心に確認する。第4に、本稿で調査した各市町村のふるさと納税額がどのような要素と相関があるのかについての分析をおこなう。具体的には、ふるさと納税額と財政力指数と間に相関がみられるか等を確認する。ふるさと納税制度の目的のひとつは、都会への人口流出に悩む「ふるさと」を応援することにあるからだ。財政力指数の低い団体ほどふるさと納税による寄附金を集めているならば、その目的を達成していると言えることになる。第4節では、ふるさと納税の実態について大阪府池田市と北海道増毛町のヒヤリング調査の結果を紹介する。第5節ではふるさと納税制度の課題を整理する。まず、ふるさと納税制度の骨格を作成した総務省の『ふるさと納税研究会報告書』を吟味することで、ふるさと納税制度の意義を確認する。次に、第3節の分析を踏まえてふるさと納税制度の問題点を指摘する。第6節では本稿で得られた結論をまとめ、ふるさと納税制度の改善策を提起する。

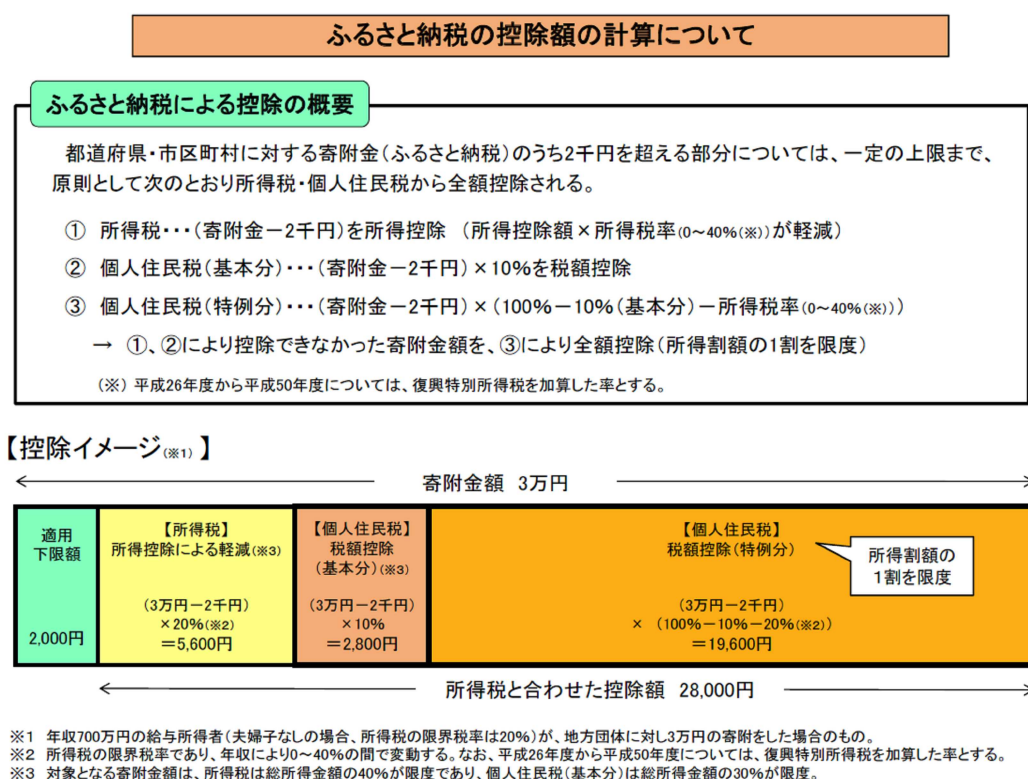
第2節 ふるさと納税制度の仕組みと現状

ふるさと納税制度は、2007年5月の総務大臣による問題提起をその発端としている⁶⁾。その内容は、「地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税する。その結果、都会の地方団体は税収を得るが、彼らを育んだ「ふるさと」の地方団体には税収はない、そこで、今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思でいくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」

6) 加藤(2010)は、ふるさと納税制度の構想の発端は、2006年10月に西川福井県知事が提案した「故郷寄附金控除」だとしている。

というものである⁷⁾。この問題提起を受けて、2007年10月に『ふるさと納税研究会報告書』がまとめられ、2008年度の地方税法改正により、ふるさと納税制度が導入された。2011年度の改正により、2011年1月以降に支出した寄附金から適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられることとなった。この節では、ふるさと納税制度を検証するための基礎的な作業として、ふるさと納税制度の仕組みと現状について紹介しよう。

(1) ふるさと納税の仕組み



出所：総務省 http://www.soumu.go.jp/main_content/000254924.pdf 引用（閲覧日 2015年1月11日）。

図1 ふるさと納税制度の詳細

ふるさと納税制度の基本的な仕組みは、都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定限度額まで、原則として所得税と個人住民税から全額が控除されるというものだ。

その仕組みをより詳しくみたものが図1である。ふるさと納税制度では、所得税と個人

7) 総務省『ふるさと納税研究会報告書』平成19年10月 p.1 引用。

住民税の所得割の双方から、税額が還付される仕組みとなっている。所得税については、ふるさと納税以外の寄附金と同様に、2,000 円を超える寄附金が所得控除の対象となる。所得控除は課税所得を減少させるものであり、課税所得に適用される限界税率によって所得税の還付額が変わることになる。個人住民税については、基本分と特例分の控除が適用される。基本分としては、2,000 円を超える寄附金に対して 10 %の税額控除が適用される。特例分は、2,000 円を超える寄附金額に、100 %から住民税の基本分の税率 10 %と各納税者の課税所得に応じた所得税に適用される限界税率を差し引いた割合を乗じることで計算される。つまり、所得税における還付額が各納税者の収入によって異なるものを、個人住民税の特例分で調整し、ある一定程度の寄附までは 2,000 円を超える金額がすべて、所得税と個人住民税を通じて還付される仕組みとなっているわけだ。たとえば寄附金額が 3 万円のケースでは、所得税で 5,600 円が還付され、個人住民税が基本分として 2,800 円、特例分として 19,600 円が還付されることになる。

ふるさと納税制度のもとで 2,000 円の自己負担で寄附が可能な金額は、年収によって変わってくる。これは税額の還付が納めた税額の一定範囲内に限定されているからだ。要するに所得が低く、税を負担していない人には還付すべき税が存在しないため、ふるさと納税制度を利用して節税することが不可能となっているわけだ⁸⁾。

表 1 ふるさと納税における給与収入と自己負担額の関係（2014 年税制）

給与収入	独身者世帯		夫婦子ども2人世帯	
	5万円寄附	2万円寄附	5万円寄附	2万円寄附
300	30,150	4,650	33,700	8,200
400	23,750	2,000	27,300	2,000
500	14,350	2,000	17,650	2,000
600	7,350	2,000	10,650	2,000
607	2,070	2,000	10,170	2,000
608	2,000	2,000	10,100	2,000
657	2,000	2,000	6,670	2,000
658	2,000	2,000	2,000	2,000
700	2,000	2,000	2,000	2,000

備考：子ども 2 人は中学生以下と想定。

出所： http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html（閲覧日 2015 年 1 月 11 日）控除額計算シミュレーションより作成。

表 1 は、ふるさと納税における給与収入と自己負担額の関係を示したものである。給

8) 消費税の逆進性緩和措置として民主党政権のもとで導入が検討されていた給付付き税額控除制度は、所得税を納税していない世帯にも、最低生計費の消費税額相当額を「給付」する制度であった。

与収入が 300 万円の場合には、5 万円寄附すると自己負担額は 30,150 円、2 万円寄附すると自己負担は 4,650 円となる。同じ給与収入 300 万円でも、夫婦子ども 2 人の世帯だと 5 万円寄附した場合の自己負担額が 33,700 円、2 万円寄附した場合の自己負担額が 8,200 円となっている。同じ年収なら扶養家族が多いと所得控除が多くなり、税負担が減少するのでふるさと納税による節税メリットも減少することになる。給与収入 400 万円の場合には、2 万円の寄附ならば、独身世帯でも夫婦子ども 2 人の世帯でも、2,000 円の自己負担となっている。5 万円の寄附の場合には、給与収入 400 万円の独身世帯の自己負担は 23,750 円、夫婦子ども 2 人の世帯の自己負担額は 27,300 円となる。つまり比較的少額の寄附ならば、低所得層でも、自己負担 2,000 円での寄附が可能となるが、寄附金額が大きくなるにしたがって、自己負担 2,000 円で寄附ができる年収が高くなるわけだ。

このふるさと納税制度は、2015 年度税制改正でさらに拡充されることが決まった。具体的には、2015 年 1 月 14 日閣議決定された「平成 27 年度税制改正の大綱」によると、「個人住民税における都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）について、次の措置を講ずる。① 特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の 2 割（現行：1 割）に引き上げる。（注）上記の改正は、平成 28 年度分以後の個人住民税について適用する。③ 確定申告を必要とする現在の申告手続について、当分の間の措置として、次のとおり、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合はワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。」とされている。

このふるさと納税ワンストップ特例制度は、寄附の利便性を高めるという名目で創設されたものだ。ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用するためには、寄附者は、各自治体から送付された利用申請書を送り返す必要がある。しかも寄附先の自治体は 5 つまでに制限され、誤って 5 カ所以上に返送した場合、すべてが無効となるため、寄附者の居住地の自治体はその旨を通知する必要が生じてしまう。5 カ所以内の寄附の場合は、ふるさと納税による減税が、所得税でなく、ふるさと納税を行った翌年の 6 月以降に支払う住民税の減額の形でおこなわれる仕組みとなっている。つまり、納税者がふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した場合には、本来国税の減収となるべきところが、地方税の減収となるという不思議な制度となっている。現在、確定申告は国税庁の入力フォームを利用すれば、源泉徴収票に記載された給与収入等の情報を入力するだけですむように簡便化されている。マイナンバー制度導入までの過渡的な措置として、このような不完全なシステム

を拙速に導入する必要があったのかどうかは疑問の残るところだ。

特例控除の控除限度額を2割に引き上げると、2,000 円の自己負担で寄附できる金額が倍増することになる。これは、表 1 でみた自己負担 2,000 円で寄附ができる年収の下限を引き下げる効果と、高所得層が自己負担 2,000 円で寄附できる金額を押し上げる効果をもたらすことになる。

表 2 寄附金税制の概要

認定 NPO 法人等への寄附	所得控除方式	寄附金額－2,000 円＝寄附金控除額 寄附金限度額は所得の 40 %
	税額控除方式	(寄附金額－2,000 円) × 40 %＝寄附金特別控除額 寄附金限度額は所得の 40 %
ふるさと納税		所得税（国税） (寄附金額－2,000 円)＝寄附金控除額 寄附金限度額は所得の 40 % 住民税（地方税） ・基本控除＝(寄附金額－2,000 円) × 10% ・特例控除＝(寄附金額－2,000 円) × (90%－所得税の限界税率)

このふるさと納税制度は、既存の寄附金税制の一部を借用したものとなっている。既存の寄附金税制とふるさと納税の仕組みをまとめた表 2 にもとづき、両者を比較検討してみよう。既存の認定 NPO 法人等への寄附は、所得控除方式と税額控除方式のどちらを選択することができる。所得控除方式は 2,000 円を超える寄附を所得控除するものであり、寄附限度額は所得の 40 %に制限されている。税額控除方式は、2,000 円を超える寄附の 40 %を所得税額から差し引くものだ。ふるさと納税制度における国税の節減部分は、前者の所得控除方式がそのまま地方団体への寄附に適用されるものである。

所得税部分は、ふるさと納税制度は既存の寄附金税制を借用したものとなっているが、ふるさと納税制度には、特例部分が存在している。これは前述したように、所得税と個人住民税に適用される基本分で控除しきれなかった部分を調整する措置となっている。既存の寄附金税制のもとでは、寄附金額が増加すると所得控除方式、税額控除方式のいずれの方式であっても、かならず自己負担額が増加していくことになるのに対して、ふるさと納税制度には特例分が存在するために、ある一定の範囲までは寄附金額を増加させても、自己負担額が 2,000 円のままですむという特異な制度となっているわけだ。このような違いは、政策目的の違いで説明できる。既存の寄附金税制は、納税者による寄附を促進するために、寄附の一定割合を政府が補助するという考え方に沿って構築されている。これに対して、ふるさと納税制度は、寄附金税制の仕組みの一部を借用しているものの、納税者が

自分の税を納税する地域を自分で選択できるようにすることを目的としている⁹⁾。

ふるさと納税制度のもとで、各自治体は自分の自治体に納税地域を変更してもらうために、返礼品を提供していることになる。なお、ふるさと納税による返礼品は、ふるさと納税による返礼品は、所得税法上一時所得となる¹⁰⁾。ただし、一時所得が課税対象になるのは、一年間の一時所得の総収入マイナスその収入を得るため支出した金額マイナス 50 万円がプラスの金額になる場合だけである。したがって返礼品の金額が 50 万円を超えなければ、非課税となる¹¹⁾。

(2) ふるさと納税の現状

ふるさと納税の現状については、まず、全体的な動きからみていこう。図 2 は、ふるさと納税による寄附とそれ以外の寄附の推移を描いたものである。ここで、ふるさと納税による寄附金額は、総務省『寄附金税額控除に関する調（都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）』各年版の数字であり、ふるさと納税以外の寄附金額は、総務省『市町村課税状況調べ』各年版の「寄附金税額控除に関する調べ」に掲載されている寄附金の合計額（道府県民税分）からふるさと納税の金額を差し引いて求めたものである¹²⁾。

この図からは、ふるさと納税、ふるさと納税以外の寄附が 2008 年から 2010 年にかけて微増し、東日本大震災の影響で 2011 年に、両者とも急増し、2012 年には 2010 年に近い水準まで減少し、2013 年には再び増加傾向が見られることがわかった。表 2 でみたよう

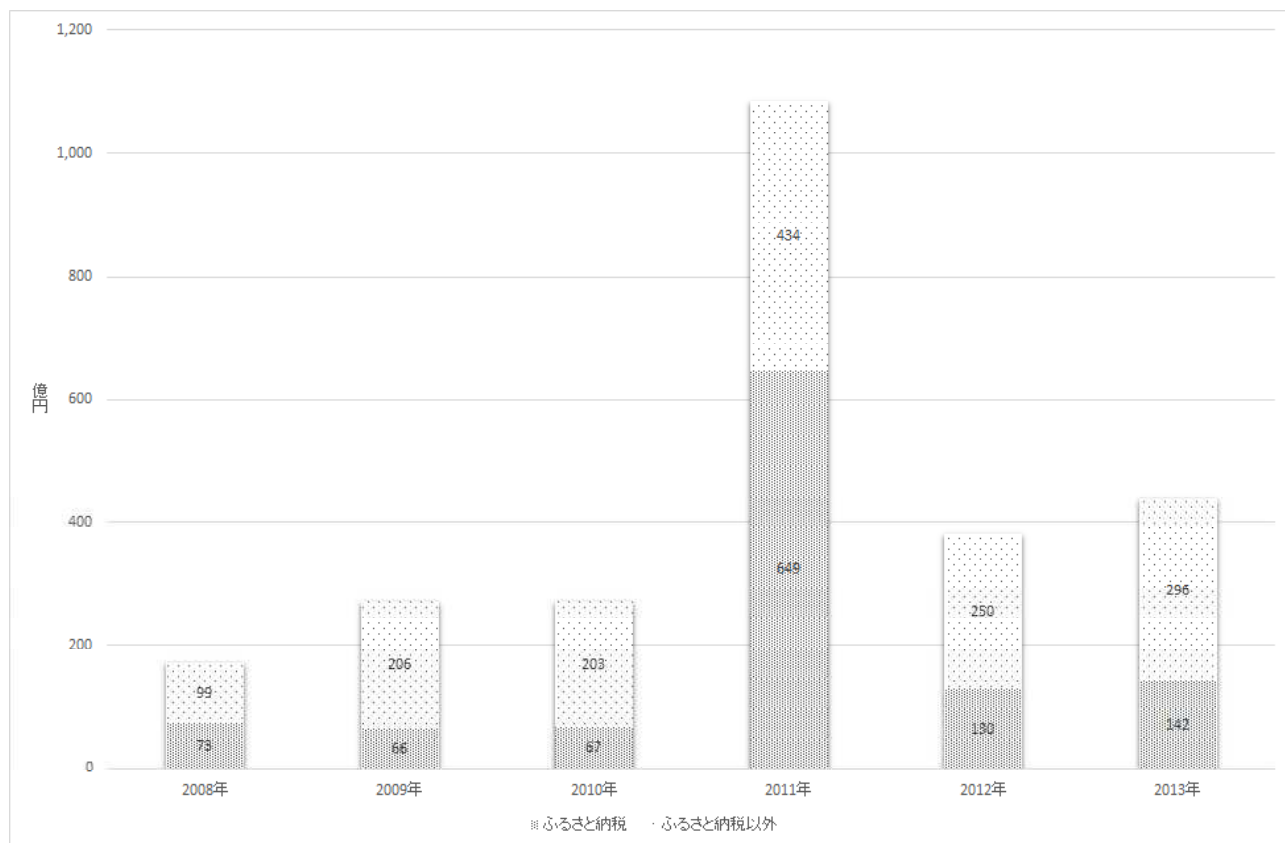
9)ふるさと納税制度における基本的な考え方については、第5節で詳しく言及する。

10)所得税法第36条第1項。

11)2014年9月17日付け日本経済新聞記事によれば、宮津市が1,000万円以上の寄付者に対して750万円の土地を無償で提供するプランを発表したところ、課税される可能性があるという総務省の指導により取りやめたという事例が存在している。

12)『市町村課税状況調べ』には、都道府県、市町村、特別区に対する寄附金（ふるさと納税）、共同募金会、日本赤十字社に対する寄附金、条例で定めるものに対する寄附金（認定NPO法人等への寄附）の金額と合計額が掲載されている。寄附金の合計額としては、道府県民税分として集計された数字を使用している。道府県民税分を合計額としたのは、認定NPO法人への寄附が道府県のみで認められ、市町村民税については寄附金控除の対象とならないケースが多いためである。ただし、2008年度については、市町村分の寄附金合計額の方が道府県民税分を上回っていたため、市町村分の数字を寄附金総額の数字として採用した。

に、ふるさと納税制度は、認定 NPO 法人に対する寄附よりもかなり優遇されている。しかし、現状ではふるさと納税制度の拡充により、ふるさと納税以外の寄附が抑制されているわけではないことがわかる。



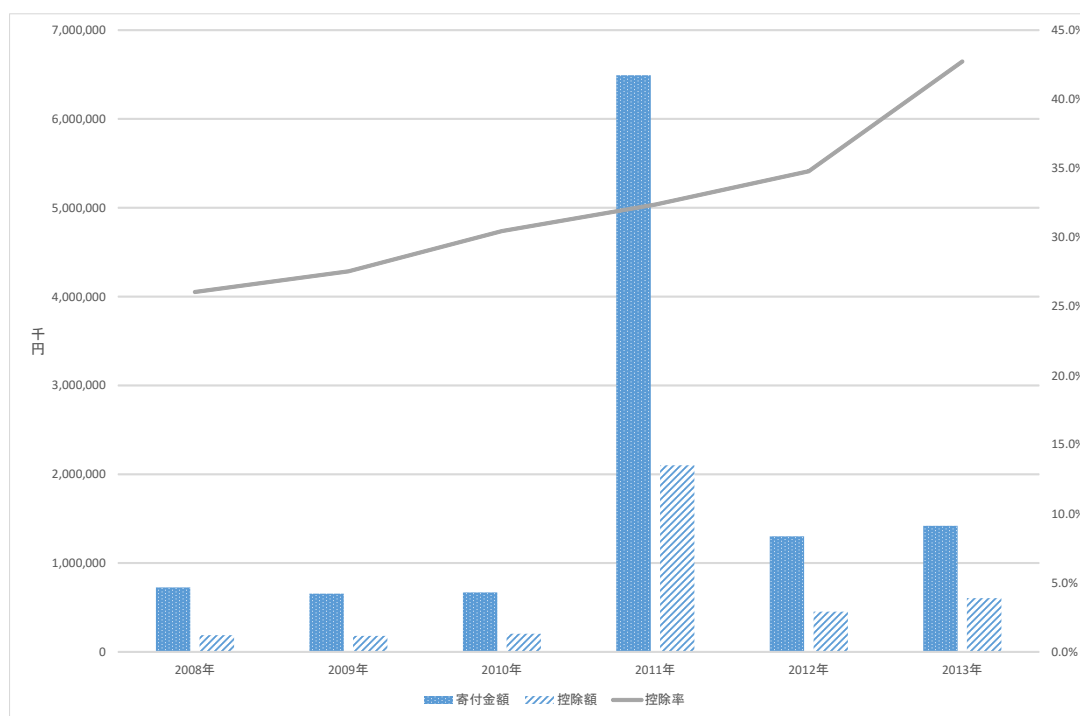
出所：総務省『市町村課税状況調べ』各年版より作成。

図 2 ふるさと納税による寄附とそれ以外の寄附の推移

図 3 は、ふるさと納税の推移を寄附金額、控除額、控除率について描いたものである¹³⁾。控除額は個人住民税における寄附金税額控除の金額であるので、地方税における税収ロスを示すことになる。この図の左の縦軸には、寄附金額と控除額、右の縦軸には控除率を採っている。控除率は、寄附金控除の対象となる金額を分子とし、ふるさと納税に関する寄附金として確定申告された寄附金額を分母に採ったものである。ふるさと納税をおこなっ

13)ふるさと納税の申告額は、総務省「寄附金税額控除に関する調（都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税））」において公表されている。ただし、各年度の数字は、前年の 1 月から 12 月までにされた寄附のうち、申告されたものであることに注意が必要だ。

ても、必ずしも確定申告されるわけではないため、実際の寄附額はここでの寄附金額よりも多くなる¹⁴⁾。



出所：総務省『寄附金税額控除に関する調（都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税））』各年版より作成。

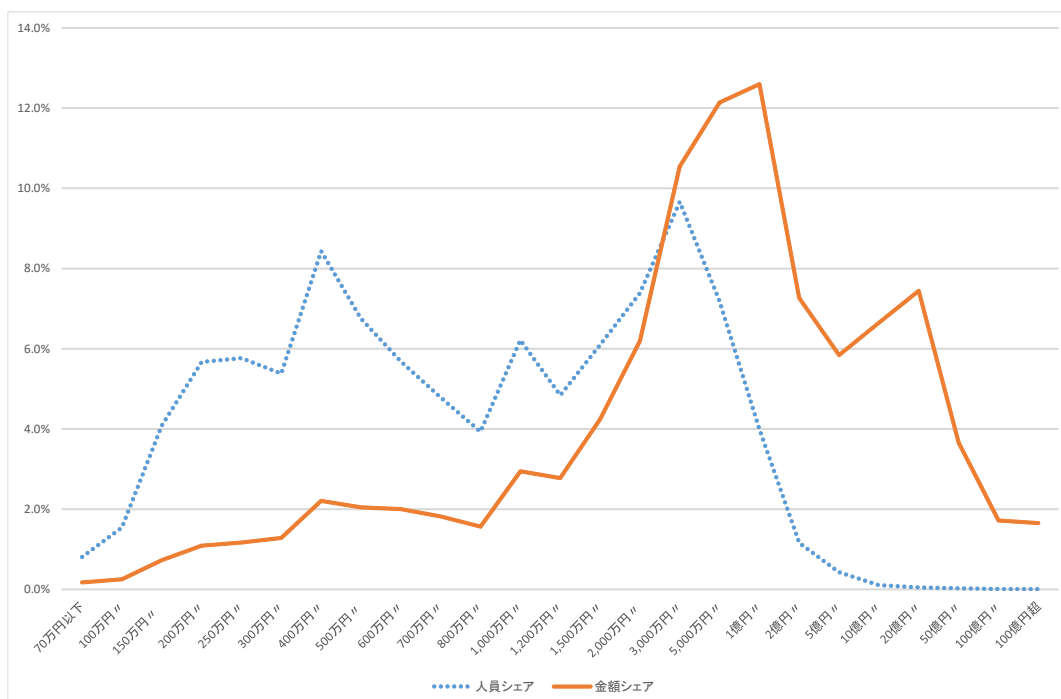
図 3 寄附金額、控除額、控除率の推移

制度発足当初の 2008 年の寄附金額は、72 億 5,996 億円に留まっている。その後、2010 年まではほぼ横ばいに推移している。2011 年には、649 億 1,490 万円に急増している。2011 年の急増は、2011 年 3 月の東日本大震災による寄附金急増の影響と思われる。2012 年には、震災に対する寄附が一段落したことで、大きく減少している。2013 年には、再び増加傾向が見られる。控除額についても 2010 年までは横ばいに推移し、2011 年に急増している。2012 年度には寄附金額の減少により控除額も大きく減少するが、2013 年度には再び増加している。控除率は、2008 年の制度導入以降、一貫して増加傾向が見られ、2012

14)総務省自治税務局による 2013 年 9 月 13 日の「ふるさと納税に関する調査結果」によると 2011 年の寄附金の申告額が 67 億円であるのに対して、自治体アンケートの寄附金の集計額は 138 億円となっている。しかも、寄附金を把握している自治体数は 1,736 団体となっており、一部の市町村では寄附金額を集計していないことがわかった。

年度時点には 34.8%に達している。2013 年度には、42.7%となっている。なお、ふるさと納税では、寄附金控除の申告に対して 2,000 円を超える部分が、国税である所得税において、所得控除の対象となる。この所得控除に対してどの程度の税収ロスが発生するかは寄附者に適用される限界税率に依存することになる。つまり国税部分も考慮に入れると、全体での税収ロスは、ずっと高くなる。

では、国税部分を含めると税収ロスは、どの程度の数字になるのでしょうか。図 1 で示したように、国税分については 2,000 円を超える寄附が所得控除の対象となる。所得控除の場合には、寄附金控除に対する節税額は所得税の限界税率に依存することになる。このため所得税の税収ロスを推計するためには、所得階級別にどの程度の寄附がおこなわれているのかを知る必要がある。所得階級別に寄附金控除の金額を示した統計データとしては、国税庁『税務統計からみた申告所得税の実態』が存在している。この統計では、合計所得階級別に寄附金控除が適用された人員と金額が入手できる。ただし、この寄附金控除にはふるさと納税だけでなく、認定 NPO 法人等への寄附金控除の金額も含まれている¹⁵⁾。



出所：国税庁『税務統計からみた申告所得税の実態（2013 年度）』より作成。

15) このため、本稿での推計はふるさと納税による所得階級別の分布状況とそれ以外の寄付についての分布状況に差がないと仮定していることになる。ふるさと納税は 1 万円程度の小口の寄付も多いため、ふるさと納税以外の寄付を含む所得階級別データを利用した本稿の推計は、税収ロスを過大に推計している可能性がある。

図 4 所得階級別寄附金の人員と金額のシェア

図 4 は、『税務統計からみた申告所得税の実態(2013 年度)』のデータを利用して、所得階級別に寄附金の人員と金額のシェアを描いたものだ。この図からは寄附人員は 400 万円以下の階層と 3,000 万円以下の階層のところが多いのに対して、寄附金額シェアは 1 億円以下の階層が多くなっていることがわかる。つまり、高所得階層の人員は少ないとしても、一人当たりの寄附が多いため金額のシェアは高所得層に偏った分布になることがわかる。寄附金控除による減収額の多さは、寄附金額のシェアに依存するため、高所得層による節税が相対的に多くなるわけだ。

表 3 は、2013 年度の『税務統計からみた申告所得税の実態』、総務省「平成 26 年度寄附金税額控除に関する調（都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税））」を利用して、所得税の税収ロスを推計したものだ。この表の第 2 列と第 3 列には、それぞれ合計所得階級別の人員と課税所得金額が掲載されている。そこで課税所得金額を人員で割ることで、一人あたりの課税所得金額を求めることができる。この一人あたり課税所得金額に適用される限界税率を所得税の税率表を参照することで判定したものが第 5 列の限界税率である¹⁶⁾。所得控除方式のもとでは、この限界税率が各所得階級別の節税割合となる。第 6 列は、『申告所得税の実態』に掲載されている合計所得階級別の寄附金額をシェアに直したものである。第 7 列は、合計所得階級別の寄附人員をシェアに直したものだ。第 8 列は、図 3 で示した 2013 年度のふるさと納税制度における寄附金総額を第 6 列の寄附金のシェアで比例配分したものだ。第 9 列は、2013 年度のふるさと納税の申告人員を第 7 列のシェアで比例配分したものだ。第 10 列は、第 8 列で推計した合計所得階級別のふるさと納税の寄附金額から第 9 列の階級別ふるさと納税人員に自己負担額 2,000 円を掛け合わせたものを差し引くことでふるさと納税の寄附金控除額を推計したものだ。第 10 列の寄附控除額に第 5 列の限界税率を掛け合わせることで、第 11 列の階級別の所得税の税収ロスが推計できる¹⁷⁾。この税収ロスを合計するとふるさと納税による所得税の税収ロスの合計値は、49 億 579 万円となる。この税収ロスの合計値を寄附金総額で割ると、国税部分の税収ロスの比率は 34.6%となる。2013 年度の地方税における税収ロスの比率 42.7 %

16)2013 年税制で適用される限界税率は、課税所得 195 万円以下 5%、330 万円以下 10%、695 万円以下 20%、900 万円以下 23%、1800 万円以下 33%、1800 万円超 40%であった。

17)本稿の推計では、上限を超える寄附金の存在については考慮していない。

と合わせると、ふるさと納税による税収ロス、寄附金総額の 77.3%となる。

表 3 所得税における税収ロスの推計（2013 年度）

合計所得階級	人員	課税所得	一人あたり課税所得	限界税率	寄附金額 シェア	寄付人員 シェア	寄附金総額	ふるさと 納税人員	所得控除	所得税の 税収ロス
	人	百万円	万円				万円	人	万円	万円
70万円以下	183,582	7,983	4	5%	0%	1%	2,447	1,085	2,444	122
100万円 "	294,152	75,762	26	5%	0%	2%	3,583	2,063	3,578	179
150万円 "	701,552	327,704	47	5%	1%	4%	10,354	5,469	10,343	517
200万円 "	774,198	596,077	77	5%	1%	6%	15,466	7,594	15,451	773
250万円 "	676,694	755,816	112	5%	1%	6%	16,602	7,723	16,586	829
300万円 "	535,574	804,024	150	5%	1%	5%	18,218	7,210	18,204	910
400万円 "	746,245	1,574,843	211	10%	2%	8%	31,325	11,296	31,302	3,130
500万円 "	494,307	1,470,567	298	10%	2%	7%	29,010	9,044	28,991	2,899
600万円 "	348,474	1,345,008	386	20%	2%	6%	28,398	7,614	28,383	5,677
700万円 "	257,968	1,224,348	475	20%	2%	5%	25,820	6,405	25,807	5,161
800万円 "	188,853	1,073,464	568	20%	2%	4%	22,238	5,267	22,227	4,445
1,000万円 "	251,369	1,772,323	705	23%	3%	6%	41,810	8,323	41,794	9,613
1,200万円 "	164,249	1,480,704	901	33%	3%	5%	39,364	6,484	39,351	12,986
1,500万円 "	165,904	1,886,784	1,137	33%	4%	6%	60,160	8,161	60,144	19,847
2,000万円 "	166,651	2,520,484	1,512	33%	6%	7%	87,902	9,890	87,883	29,001
3,000万円 "	136,718	3,005,200	2,198	40%	11%	10%	149,591	12,943	149,566	59,826
5,000万円 "	83,064	2,956,480	3,559	40%	12%	7%	172,222	9,629	172,203	68,881
1億円 "	41,435	2,683,414	6,476	40%	13%	4%	178,732	5,349	178,721	71,489
2億円 "	11,168	1,464,989	13,118	40%	7%	1%	103,063	1,549	103,059	41,224
5億円 "	3,698	1,076,491	29,110	40%	6%	0%	82,878	575	82,877	33,151
10億円 "	860	587,492	68,313	40%	7%	0%	94,368	141	94,368	37,747
20億円 "	324	442,093	136,448	40%	7%	0%	105,640	63	105,640	42,256
50億円 "	174	526,332	302,490	40%	4%	0%	51,946	37	51,946	20,779
100億円 "	39	258,922	663,903	40%	2%	0%	24,379	12	24,378	9,751
100億円超	18	503,927	2,799,594	40%	2%	0%	23,461	5	23,461	9,384
計	6,227,270	30,421,233			100%	100%	1,418,935	133,928	1,418,710	490,579

出所：国税庁『税務統計からみた申告所得税の実態（2013 年度）』、総務省「平成 26 年度寄附金税額控除に関する調（都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税））」より作成。

表 1 でみたように、ふるさと納税制度のもとでは、給与収入 700 万円の独身世帯が 3 万円寄附すると 2 万 8,000 円が寄附金控除の対象となり、控除率は約 93.3 %となる。同じく給与収入 700 万円の独身世帯が 5 万円寄附すると寄附金控除の対象は 4 万 8,000 円となり、控除率は 96%となる。この数字は本稿でのふるさと納税による税収ロスの推計値よりもかなり高い。これは、自己負担が 2,000 円を超える場合でも、ふるさと納税がおこなわれていることを示唆するものだ。

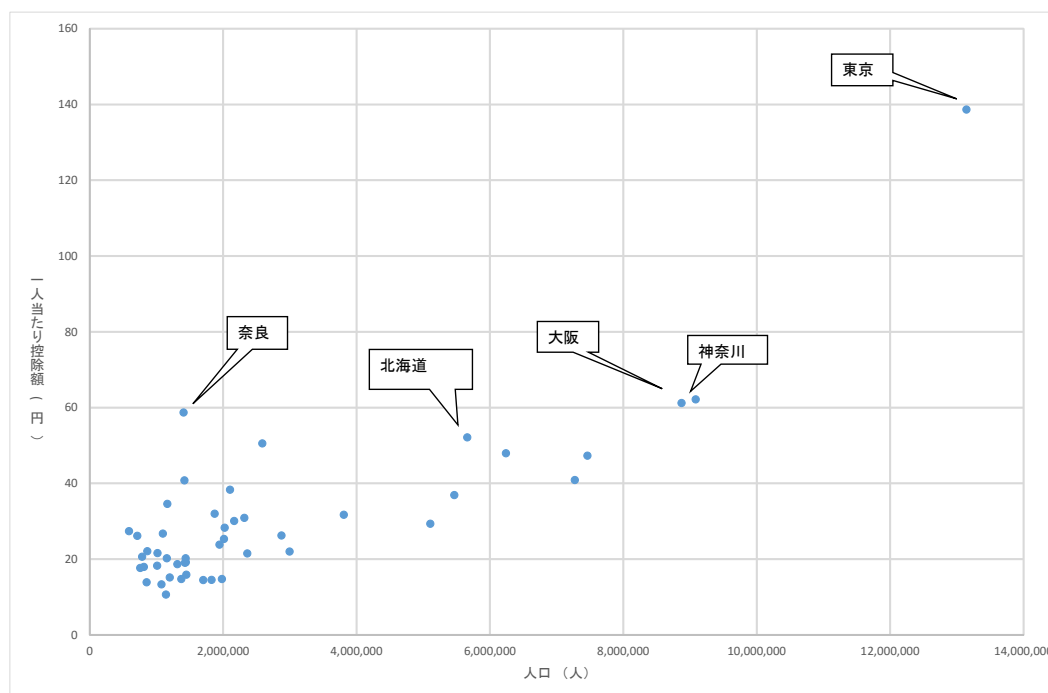
表 4 は、表 3 と基本的に同じ手法を用いて、実質寄附額と税収ロス比率の推移を推計し

た結果をまとめたものだ¹⁸⁾。この表によると国税と地方税を合計した税収ロス比率は2008年の60.0%から、毎年上昇してきており、2013年には77.3%に達している。これは、ふるさと納税制度における返礼品合戦の過熱から節税と返礼品目当ての寄附が増加してきていることを意味している。

表4 実質寄附額、税収ロス比率の推移

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
寄附金額(億円)	72.5996	65.5318	67.0859	649.1490	130.1128	141.8935
実質寄附(億円)	28.8659	25.9306	24.7921	228.6731	40.1830	32.6047
税収ロス金額(億円)	43.7337	39.6012	42.2938	420.4759	89.9298	109.6823
所得税税収ロス比率	34.2%	32.9%	32.6%	32.4%	34.3%	34.6%
住民税税収ロス比率	26.1%	27.6%	30.5%	32.4%	34.8%	42.7%
税収税収ロス比率	60.2%	60.4%	63.0%	64.8%	69.1%	77.3%

出所：国税庁『税務統計からみた申告所得税の実態』、総務省「寄附金税額控除に関する調（都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税））」各年版より推計。

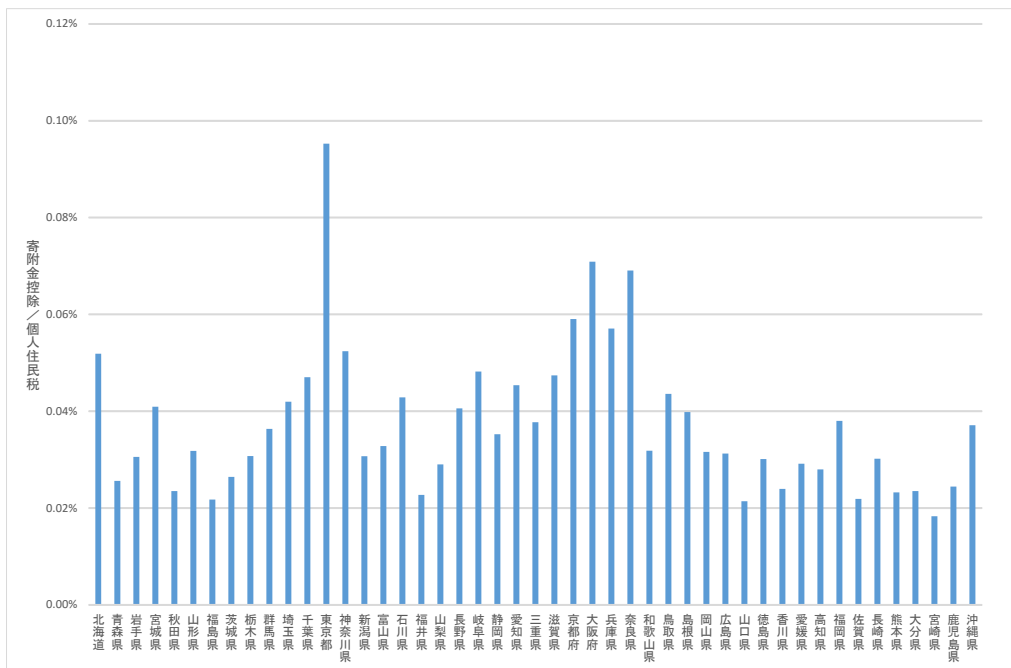


出所：総務省統計局『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（2013年）』、
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html（閲覧日2015年1月13日）より作成。

図5 人口と控除総額の散布図

18)ただし、2009年までは自己負担が5,000円だったことを考慮している。

図 5 は、人口と各都道府県別の寄附金控除の人口一人当たり控除額との関係を散布図で示したものである。寄附金控除の金額は地方税における税収ロスの大きさを測る指標だと考えて良い。この図をみると、人口規模が大きい東京、神奈川、大阪で一人当たり控除額が大きくなっている。ただし、奈良県は人口規模が小さいにもかかわらず、一人当たりの控除額が大阪に次いで高くなっている。



出所：総務省『平成 26 年度寄附金税額控除に関する調（都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税））』、総務省『平成 27 年度地方税に関する参考係数資料』より作成。

図 6 都道府県別にみた寄附金控除／個人住民税税率

図 6 は、都道府県別に個人住民税税収に占める寄附金控除の割合を求めたものだ。地方税収に占める寄附金控除の割合が最も高いのは東京都の 0.10 %、次に高いのが大阪府の 0.07%となっている。東京都の税収ロスが最も高いわけだが、個人住民税に占める比率が高いわけではない。2013 年度の個人住民税の税収が 11 兆 6,314 億円であるのに対して、地方税の寄附金控除総額は 61 億円にすぎないことから、ふるさと納税制度が地域間の税収格差を是正する効果は小さいと言える。ちなみに地域間の税収格差是正効果を確認するために、ふるさと納税による減収額が生じなかった場合の都道府県別個人住民税の一人当たり税収とふるさと納税による減収後の都道府県別個人住民税の一人当たり税収について

て、変動係数を測定してみると、前者が 0.2164、後者が 0.2162 となった。つまり、ふるさと納税により、地域間の税収格差は縮小しているものの、その縮小度合いはきわめて小さいことがわかった。

第3節 ふるさと納税制度と地方団体への寄附

この節では、ふるさと納税制度における各地方団体への寄附がどのような要因でおこなわれているかを分析しよう。この節では、まず寄附の経済効果について検証した先行研究を紹介し、次にふるさと納税制度のもとで地方団体への寄附がどのような要因でおこなわれているかを、各地方団体の寄附の状況とふるさと納税制度における特典等を精査することで明らかにする。ふるさと納税制度のもとでは、情報公開のために各自治体のホームページにて寄附件数と寄附金額が掲載されていることが多い。本稿では基本的には各自治体のホームページで公開されている 2013 年度の数字を使用することとした。ただし、これらの数字は、各自治体によって微妙に集計方法が異なっていることに注意が必要である。ふるさと納税は、個人だけでなく、企業・団体による寄附も可能な制度となっている。自治体によっては、企業・団体による寄附も含まれて集計されている。なお、ホームページに掲載されていない自治体については、メールと電話による調査もおこなった。

(1) 寄附の経済効果

個人の寄附が如何なる要因で決定されるかについては、Becker (1974) が先駆的な研究として挙げられる。Becker は、経済学の分野では、ある人とそのある人と異なる特性を持つ人との間にある相互作用 (interaction) が、ほとんど無視されていたと指摘した。たとえば、子供を学校に行かせる、あるいは贈与するといったことは自分の所得だけでなく、家族全体の所得にも影響を与えることになる。Becker は、この家族全体という概念を社会全体 (social environment) にまで拡大させることで、ある個人の社会への所得移転を寄附として捉えたのである。そこで Becker は寄附行為について「うわべな寄附行為でも他人からの蔑視を避けたいからあるいは、社会的な賞賛を得たいということでありうる。しかしながら一般的な寄附は、社会的厚生を改善したいという動機で行われることで無駄とはならな

い。」とした¹⁹⁾。Becker はこのような経済主体の利他的動機を効用関数に取り入れた点で寄附の経済分析において先駆的であると言える。

寄附の効率性の観点からの研究では、Feldstein (1975a,b) および Feldstein (1980) が先駆的である²⁰⁾。Feldstein (1980) は「寄附の効率性」について理論的な分析をおこなっている。Feldstein は、社会貢献活動を 1 単位増加させるための費用を政府が直接負担するよりも民間への補助を通じた支出にしたほうが効率的であるとした。この場合、寄附優遇税制はより効率的な公共財供給を可能にする。Feldstein (1975a) は寄附の価格弾力性と所得弾力性に注目した。寄附優遇税制によって寄附の価格弾性値が絶対値で 1 を上回るのであれば、優遇税制の存在による寄附金額が税収減よりも上回るので効率的であるからだ。また所得弾力性が大きいほど、寄附金控除の上限を撤廃するなど高所得者へ優遇税制が効果を持つからである。

Feldstein (1975a) はアメリカにおける 1948 年から 1968 年の税務データを用いて実証分析を行った結果、寄附の価格弾性値は概ね絶対値で 1.1 とした。所得弾性値は 1968 年データによると、0.822 としている。これは所得が 1%上昇すると、寄附は 0.822%増加することを表している。寄附金の価格弾力性が絶対値で 1 を超えているなら、寄附金控除により寄附価格が低下すると、税収の減少を上回る寄附が期待できることになる。一方、所得弾力性は 1 を下回るなら、所得が増加しても、それ以上の寄附の増加が見込めないことになる。これは所得に占める寄附金控除の割合に上限を設定すべき根拠となる。

日本での先駆的な研究には山内 (1997) が存在する。山内 (1997) は「寄附促進税制による税収減以上に寄附支出が増加しなければ、寄附優遇税制は効率性の観点からは正当化されない」と指摘したうえで²¹⁾、1990 年から 1994 年の国税庁『申告所得税の実態』における所得階級別データを用いて寄附の価格弾性値と所得弾性値を計測している。山内 (1997) は、推計結果として寄附の価格弾性値は -1.70、所得弾性値は 0.23 という値を得ている。さらに山内 (2014) は、最近の研究成果では寄附の価格弾力性が絶対値で 1 より小さ

19) Becker (1974) 1083 ページ、13 行目から引用。

20) Feldstein (1975a) は寄附の価格弾力性と所得弾力性を計測している。Feldstein (1975b) は寄附をどこにするのか（研究では特に宗教団体と教育機関を取り上げている。）へのインセンティブに寄附金控除がどのくらい関係しているのかについて推計している。

21) 山内 (1997) p.180 引用。

いというものが多いとしている。この理由として山内（2014）は、過去は集計データで計測されていたものが、最近ではマイクロ・データを利用されるようになってきていること、データ分析手法が高度になってきていることが考えられると指摘している。

地方団体に対する寄附の要因を調べた研究には跡田（2008）が存在している。跡田の推計モデルは以下のようになっている。

$$\ln（各地域の寄附金額） = \alpha + \beta_1 \ln（各地域の雇用者所得） + \beta_2 \ln（各地域の企業所得） \\ + \beta_3（ダミー変数 1） + \beta_4（ダミー変数 2）$$

跡田（2008）ではダミー変数 1 として電源立地地域、ダミー変数 2 としてユニーク政策地域を採用している。跡田（2008）は、2 つの説明変数の係数が統計的に有意ではなく、2 つのダミー変数の係数が 1% の有意水準で有意であるという結果を得ている。この結果から各自治体の特殊な要因によって寄附を増大させているとしている²²⁾。

（2）道府県別にみたふるさと納税の状況

表 5 は、道府県別のふるさと納税の状況をまとめたものだ。この表は、寄附金額順に道府県を並べ替えている。寄附金額の数字は、福井県のふるさと納税情報センターが調べた 2013 年度のものである²³⁾。寄附金控除の数字は、総務省「寄附金税額控除に関する調」の寄附金控除のうち、2013 年度における道府県分の数字である。実質ロスの数字は、寄附金税額控除に 25 % を掛け合わせた数字から寄附金額を差し引いたものであり、各団体別の損得の目安となっている²⁴⁾。

22) 具体的には、福井県と山口県といった電源立地の存在、天理市の宗教法人、芦屋市の高級住宅街の存在を指摘している。

23) この寄附金額の数字の一部には、企業、団体による寄付が含まれている。ふるさと納税制度は、個人を対象とするものだが、多くの地方団体では「ふるさと応援寄付」として企業団体の寄付も募集している。なお、東京都の数字は非公表となっている。

24) 寄附金控除による税収減は基準財政収入に 75% が算入される。2013 年度においては、東京以外の道府県は、交付団体であるため、寄附金控除の 25 % が税収減となる。

表 5 道府県別のふるさと納税状況

単位：万円

	備考（2015年1月各道府県のHP調査）	寄 附 金 控 除	寄 附 金 額	実 質 口 ス
鳥取	1万円以上の寄附に税・送料込み4千円相当特産品、2万円で7千円相当、3万円で1万1千円相当、4万円で1万4千円相当、6万円で2万1千円相当の松葉ガニ等	644	33,607	-33,446
岩手		982	11,63	-11,3
福島	知事名感謝状	1,170	7,901	-7,608
熊本	1万円以上で3000円相当特産品、10万円以上で2品	1,063	6,032	-5,766
鹿児島	「夏・冬の特選ギフト」を特別価格で提供、県内施設割引	987	5,366	-5,120
宮城	3万円以上で4000円程度の特産品	2,857	4,705	-3,991
長野	1万円以上で特産品（米10キロ等）、宿泊優待5,000円分、5万円以上米15キロ等	2,606	4,381	-3,730
徳島	すだち送付	648	4,327	-4,165
福井	恐竜博物館年間パスポート、福井城山里口御門「瓦」「壁板」お名前等記載	582	4,001	-3,856
栃木		2,035	3,379	-2,871
佐賀	1万円以上で特産品	474	3,051	-2,932
青森		811	2,502	-2,299
山梨	平成26年度から県外居住者の1万円以上の寄附に特産品	764	2,073	-1,882
和歌山		879	1,884	-1,664
高知	5000円以上で特産品、2万円以上で2品	534	1,690	-1,557
神奈川		22,594	1,633	4,015
滋賀		2,314	1,599	-1,021
静岡	1万円以上の寄附にメロンなど特産品、平成25年度893件1,553万9,260円	4,837	1,559	-350
山形	県外居住者に3万円以上3000円カタログギフト、5万円以上5000円カタログギフト、10万円以上1万円カタログギフト、期間限定で5万円以上ならさらに1万円相当の返礼品	936	1,485	-1,251
兵庫	10万円以上で特産品	11,798	1,415	1,534
福岡	1万円以上で特産品	5,993	1,355	143
埼玉		11,882	1,282	1,689
京都	京都文化体験へ招待	5,232	1,237	71
北海道	道外居住者は公益社団法人北海道倶楽部によるふるさと納税キャンペーンを利用可能	8,052	1,180	833
石川	10万円以上で特産品	1,607	1,069	-667
島根	県外居住者の1万円以上の寄附に特産品、2万円以上で米10キロ等	746	1,031	-845
大阪	知事名感謝状	21,722	1,008	4,422
沖縄	3万円以上で2000円程度の特産品	1,168	894	-602
奈良	県外居住者の5000円以上の寄附に特産品、5万寄附で6800円相当の牛肉等	3,301	890	-65
新潟	5000円以上の寄附で米2キロ	2,031	851	-343
茨城	県内施設の優待券送付	2,640	832	-172
秋田	県内施設の優待券送付	574	728	-585
千葉	記念品（クリアファイル等）送付	11,971	716	2,277
長崎	1万円以上で特産品	1,093	677	-404
愛媛	県外居住者の1万円以上の寄附に特産品	1,105	505	-229
岐阜	県外居住者の1万円以上の寄附に特産品、1万円寄附で2000円相当、3万円寄附で3000円相当	3,225	430	377
岡山	県外居住者の1万円以上の寄附に特産品、3万円以上で6000円相当の米等	1,854	405	59
山口	絵はがきセット送付	921	371	-141
香川	県外居住者の5000円以上の寄附に特産品	730	370	-188
宮崎		487	343	-221
大分	5000円以上の寄附でポストカード、3万以上で県内施設利用券等	728	268	-86
三重		2,396	242	357
愛知		14,158	198	3,341
富山	1万円以上で特産品、5万円以上で米10キロ	1,172	191	102
群馬	ゆるキャラグッズ送付	2,289	86	486
広島		3,019	76	679

出所：各自治体ホームページ、福井県のふるさと納税情報センターホームページ、総務省『平成 26 年度寄附金税額控除に関する調（都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税））』より作成。

表によると、道府県において突出して寄附金を集めているのが鳥取県である。鳥取県は、

2013 年度に 24,198 件、3 億 3,606 万 7,003 円もの寄附を集めている。鳥取県のふるさと納税が人気を集めている理由は、寄附金額別に牛肉、米、カニなど人気商品を含む多彩な特産品が用意されていること、クレジットカードによる寄附申し込みとの同時決済が可能なことが挙げられる。鳥取県では、2013 年度時点では後述する各市町村の返礼品と比較すると、寄附金額に対する還元率は、低めに抑制されていた。

表 6 は、2013 年度時点での鳥取県における返礼品の概要をまとめたものである。市町村では、寄附金額に対して 5 割程度の返礼品を用意していることが多いが、鳥取県ではたとえば寄附金額 1 万円に対しては税・送料込み 4,000 円程度の商品が提供されていた。しかも 4,000 円相当の商品に対して県の負担額は 3,000 円に抑制されていた²⁵⁾。この県負担額を節約する仕組みが、「鳥取県ふるさと納税パートナー企業」制度である。鳥取県は、ふるさと納税の返礼品を提供する企業を公募している。県の負担額以上の商品代金を企業は負担することになるものの、パートナー企業には企業名や商品名を県が PR してくれる、返礼品送付の際にパンフレットを同封することで自社商品の PR につながるといったメリットが生じることになる。

表 6 鳥取県における返礼品の概要

お礼の品の区分	県負担額	提供対象者
4 千円相当の品(税・送料込)	□3,000 円	寄附額 1 万円以上 2 万円未満の方
7 千円相当の品(税・送料込)	□5,000 円	寄附額 2 万円以上 3 万円未満の方 □
□1 万 1 千円相当の品(税・送料込)	□8,000 円	寄附額 3 万円以上 4 万円未満の方
1 万 4 千円相当の品(税・送料込)	□10,000 円	寄附額 4 万円以上 6 万円未満の方 □
2 万 1 千円相当の品(税・送料込)	□15,000 円	寄附額 6 万円以上 10 万円未満の方 □
プレミアム品(一般に入手困難な品)	□原則実費	□原則寄附額 10 万円以上の方

出所：鳥取県ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/225722.htm>（閲覧日 2015 年 2 月）引用。

表 5 によると、寄附金額順で第 2 位となっているのが岩手県である。岩手県ではふるさと納税の返礼品を用意していないにもかかわらず、東日本大震災への義援金としてふるさと納税制度が利用されているために、1 億 1,633 万円の寄附を集めている。寄附金額順の順位で第 15 位の高知県までは、ふるさと納税制度による税収減を上回る寄附金を集めて

25) 2014 年度においては、1 万円の寄付に対して 7,000 円相当の返礼品が提供され、県の負担額も 5,000 円まで引き上げられていた。2015 年度からは、ふたたび 1 万円に対して 4,000 円相当の商品、県の負担額 3,000 円まで引き下げられている。

いる。寄附金額の順位が 16 位以下でも、山形、島根、秋田の各県は居住者による寄附が少ないために、税収減を寄附金収入が上回っている。さらに、寄附金控除による税収減が交付税で補填されるために、ほとんどの道府県で実質ロスが生じていないことがわかる。

ふるさと納税制度により実質的な歳入減が生じているのは、神奈川県、兵庫県、福岡県、埼玉県、京都府、北海道、大阪府、千葉県、岐阜県、岡山県、三重県、愛知県、富山県、群馬県、広島県である。

都道府県でのふるさと納税の取り組みとして、興味深いのが長野県の取り組みである。ふるさと納税制度のもとでは、自治体の多くがふるさと納税を通じて集めた寄附金の件数、金額、使い道などを公表している。長野県ではこれらの情報公開に加えて、企業の CSR（社会的責任）の一環としての企業寄附の詳細をホームページで紹介している。長野県では提供している返礼品の協力事業者による収益金の寄附も、寄附のたびに公表されている。企業ごとに寄附金額や寄附の目的などの詳細を公表することで、社会的貢献を意識する企業の寄附を促進しているわけだ。

（３）市町村別にみたふるさと納税

本稿では、2013 年度における市町村別のふるさと納税の状況を調べることにした²⁶⁾。調査対象としたのは、北海道、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県の各市町村である²⁷⁾。これらの道府県は、すべて人口 100 万人以上の大都市を抱えている道府県である。

[北海道]

表 7 は、北海道下の市町村におけるふるさと納税の状況を、寄附金額の上位 20 市町村

26)各市町村がホームページで公表している件数と金額を調べた。ただし、件数については一部の市町村は暦年のデータになっている。また、件数は寄附メニュー別に集計しているケースが多い。年に複数回寄附した人の重複を除いた件数を公表している市町村は、あまりない。

27)本稿で把握できた自治体数は、北海道が 144 団体、神奈川県が 28 団体、愛知が 45 団体、大阪が 43 団体、福岡が 52 団体である。

についてまとめたものだ²⁸⁾。

表7 北海道の状況

地域名	財政力 指数	返礼品		2015年2月ホームページ調査ふるさと納税特典概要(2014年度)	ふるさと納税		ふるさと応援寄附		備考
		2013	2014		件数	金額	件数	金額	
札幌市	0.69	×	×	5万円以上で感謝状	175	139,173,829	593	306,087,084	市外からは45件、181万9,000円
上士幌町	0.20	○	○	町外居住者の1万円以上の寄附で肉300g等、2万円以上で肉500g等、3万円以上で十勝牛セット等、5万円以上で十勝牛セット等、10万円以上で十勝牛5kg(5万円相当)、20万円以上で子羊1頭、50万円以上で熱気球係留(道内)、100万円以上で熱気球係留(道外)	13,278	243,503,104	13,278	243,503,104	
佐呂間町	0.21	○	○	町外居住者の寄附に5000円以上でTシャツ1枚等、1万円以上で珍味セット等、2万円以上でサロメ銘菓全店セット等	9	101,382,000	9	101,382,000	
浦臼町	0.16	×	○	1万円以上の寄附で2500円程度の特産品、5万円以上で1万円程度特産品、10万円以上で2万円程度、30万円以上で3万円程度特産品	8	101,220,000	8	101,220,000	1億円の大口個人寄附を含む
帯広市	0.54	×	×	市外寄附者に特典利用券(ばんえい競馬場が無料等)	148	47,459,699	148	47,459,699	ばんえい競馬振興への寄附116件
むかわ町	0.20	○	○	町外居住者の1万円以上の寄附に米10kg等、3万円以上で米25kg等、10万円以上で特産品4回送付	3,465	44,947,800	3,472	45,017,800	
紋別市	0.28	○	○	1万円以上の寄附で記念品(オホーツク流水、モガニ等)	6,147	40,375,000	6,149	40,385,000	寄附者数3,683名
当麻町	0.20	○	○	町外居住者の1万円以上の寄附に5000円相当特産品	3,789	39,702,000	3,796	39,772,000	ふるさとチョイス有料プランを利用(年間48,600円)
遠軽町	0.25	○	○	町外居住者の寄附に5000円以上でアスパラ1kg等、1万円以上でアスパラ2.4kg等、10万円以上で安彦良和氏のイラスト入りタオルと美容セット等	273	27,750,000	274	27,760,000	
浦幌町	0.15	○	○	町外居住者の5,000円以上の寄附で3,000円相当特産品(いくらと鮭等)	4,799	26,679,852	4,800	26,689,852	送料町負担、業者には1件につき3,000円支払い
東川町	0.28	○	○	1万円以上の寄附で株主証を発行、株主には株主優待(1万円以上でアスパラ500gといったけ200g等)、町内施設無料宿泊券、市の負担は送料込み5,000円程度	1,443	21,945,000	1,490	25,564,000	2013年返礼品決算額6,565千円
夕張市	0.18	×	×	平成26年度より市外居住者の1.5万円以上の寄附に夕張メロン2,000円程度	226	24,611,779	242	24,856,976	うち団体が16件2,451,97円
栗山町	0.28	○	○	町外居住者の5000円以上の寄附に米4kg等、1万円以上で米8kg、2万円以上で米15kg、3万円以上で米25kg等(2014年度から複数回可能など拡充)	4,390	24,497,440	4,397	24,497,463	
鹿沼町	0.28	○	○	1万円以上の寄附に米10kg等、3万円以上で2品	1,935	22,273,810	1,935	22,273,810	
当別町	0.35	○	○	1万円につき5000円相当特産品1品、10万円以上で5万円相当特産品	291	20,650,600	293	20,710,600	
上川町	0.16	○	○	1万円以上の寄附で特産品、広報誌送付	30	15,580,000	31	20,580,000	
羅臼町	0.25	×	×		16	1,520,000	32	19,986,788	団体の寄附多数を含む、
斜里町	0.35	×	×	5000円以上で森林再生運動報告書等送付	654	17,994,930	654	17,994,930	
士幌町	0.24	×	×		41	16,460,000	49	17,044,537	
上ノ国町	0.13	○	○	1万円以上の寄附で5000円相当特産品、3万円以上で2品	1,447	16,124,000	1,450	16,174,000	

出所：『市町村決算カード』、自治体ホームページより作成。

北海道下の市町村のうち、寄附金を最も多く集めているのは、札幌市である。札幌市は、寄附に対する返礼品は用意していないにもかかわらず、寄附金を多く集めている理由は、まず、企業による寄附が多いことが挙げられる。次に個人による寄附についても、件数は少ないものの、市民による大口寄附が多いことが特徴である。個人からの寄附であるふる

28) ランキングに使用した寄附金額は、ふるさと納税制度の対象となる個人の寄附金額でなく、多くの自治体がふるさとを応援するという意味で企業の寄附を募っていることを考慮して、企業分を含むふるさと応援寄附の金額を使用した。

さと納税の金額を1件あたりに直すと79万5,279円となる。市外からの寄附は、45件、181万9,000円にすぎない。

北海道の寄附金額の第2位となっているのが上士幌町である。上士幌町は、牛肉を中心とする返礼品が人気の自治体として、多くの雑誌にも取り上げられている。件数では、13,278件と北海道下の市町村では最も多い。札幌市と違い、町外からの寄附が多く、1件当たりの寄附金額は1万8,339円と低いことが特徴だ。

寄附金額で第4位となっている浦臼町は、2013年度時点では返礼品を用意していなかったものの、1億1,22万円もの寄附を集めている。実は、このうち1億円は、元町民による大口の個人寄附によるものだ。北海道下で寄附金額が8位となっている当麻町は、ふるさと納税情報を収集した民間のWebサイトである「ふるさとチョイス <http://www.furusato-tax.jp/>」を活用して、寄附を集めている。ふるさとチョイスでは、自治体の情報を載せるだけの無料プランと、ふるさとチョイスから寄附申し込みから決済までが完結する有料プランが用意されているが、当麻町では有料プランを利用しているとのことだ²⁹⁾。

寄附金額で10位になっている東川町は、1万円以上の寄附に対して株主証を発行し、株主優待として特産品を送付するというユニークな仕組みを構築した自治体である³⁰⁾。東川町では、1万円以上の寄附に対して送料込み5,000円程度の特産品を送付しているが、特産品を希望しない人もいるため2013年度の返礼品送付の決算額は、656万5,000円であり、還元率は個人の寄附金額2,194万5,000円に対する比率は、29.9%となっている³¹⁾。東川町は、町外の人にも共感できる寄附メニューを提示していることも特徴である。具体的には、オリンピック選手育成事業、水と環境を守る森づくり事業（千円につき1本植林）などが用意されている。

29) 当麻町総務企画課への問い合わせ結果によると利用料金は、年間48,600円である。

30) 東川町の事例については、保田(2014)が東川町への寄付者のアンケートを利用した詳細な分析をおこなっている。

31) 返礼品の決算額、個人の寄付額は、東川町の回答による。

[神奈川県]

表 8 神奈川県の状況

地域名	財政力 指数	返礼品		ふるさと納税特典概要(2014年2月HP調査)	ふるさと納税		ふるさと応援寄附		備考
		2013	2014		件数	金額	件数	金額	
横浜市	0.96	×	×		—	—	671	145,882,237	1億円の大口個人寄附あり
厚木市	1.08	○	○	3万円以上の寄附で日本酒2本等(税込み2,000円程度、送料は市が負担)	22	62,010,000	48	67,299,627	不交付団体
寒川町	1.00	×	×		17	64,130,710	21	64,531,592	
三浦市	0.67	○	○	市外居住者の1万円以上の寄附に3000円相当メロン2玉等、3万円以上で6000円相当マグロ刺身セット等、5万円以上で1万円相当特選マグロセット等、10万円以上で2万円相当プレミアムマグロセット	2,946	58,578,000	2,946	58,578,000	送料事業者負担
川崎市	1.00	×	×	10万円以上の寄附に感謝状と記念品	25	14,507,590	25	14,507,590	500万円の個人名寄附あり
鎌倉市	1.02	×	×		7	1,205,000	131	10,642,000	
相模原市	0.95	×	×		59	3,745,021	91	10,485,680	
座間市	0.87	×	×		8	1,615,000	50	10,316,052	
愛川町	0.99	×	×		10	6,875,000	11	6,925,000	
大井町	0.87	×	×		2	3,000,000	5	6,100,000	
海老名市	0.99	×	×		5	2,030,000	28	4,775,430	
大和市	0.95	×	×		20	1,551,497	52	3,983,740	
綾瀬市	0.92	×	×		4	2,131,000	16	2,261,000	
箱根町	1.46	×	×	平成26年度より町外居住者の1万円以上の寄附に観光施設優待券、2万円以上の寄附にペア優待券、10万円以上の寄附に2万円の宿泊補助券(特産品の送付でないため返礼品なしに分類)	7	2,210,000	7	2,210,000	不交付団体
中井町	1.03	×	×		1	20,000	3	2,170,000	不交付団体
秦野市	0.90	○	○	市外居住者の1万円以上の寄附に2500円相当、3万円以上で5000円相当、5万円以上で1万円相当、10万円以上で2万円相当特産品(カントリーマアム等)	9	1,575,000	9	1,575,000	
横須賀市	0.80	×	×		2	1,500,000	2	1,500,000	
山北町	0.66	○	○	町外居住者の寄附に1万円以上で5000円相当特産品(みかん等)、3万円以上で2点	104	1,200,000	104	1,200,000	
開成町	0.88	×	×		6	600,000	9	1,150,000	
松田町	0.64	○	○	町外居住者の1万円以上の寄附で3,000円相当の品、10万円以上の寄附で5,000円相当の品を送付	4	1,112,000	4	1,112,000	2013年度の返礼品還元率は1%程度

出所：『市町村決算カード』、自治体ホームページより作成。

表 8 は、神奈川県下の市町村におけるふるさと納税の状況を、寄附金額の上位 20 市町村についてまとめたものだ。神奈川県下の市町村は、財政力指数が高い市町村が多く、寄附に対して返礼品を用意していないところが多い。また、企業の寄附や大口の個人寄附が多く、ほとんどの市町村の件数が 100 件以下となっている。神奈川県下の市町村のうち寄附を最も多く集めているのは、横浜市である。横浜市は、寄附に対する返礼品を用意していないものの、2013 年度に大口の個人寄附があったために 1 億 4,588 万 2,237 円もの寄附

を集めている³²⁾。神奈川県下で第2位となっている厚木市は、返礼品は用意しているものの、3万円以上の寄附で日本酒2本等と寄附に対する還元率はかなり低い。厚木市のふるさと納税は、1件当たり281万8,636円となっている。厚木市の場合は、財政力指数が1.08と高く、返礼品目当てではない、大口の寄附が多いために寄附を集めていると考えられる。第3位の寒川町も返礼品を用意しておらず、ふるさと納税が1件当たりだと377万2,395円となっており、大口の寄附が特徴となっている。神奈川県下の市町村のうち、返礼品を活用してふるさと納税の寄附を多く集めているのは、三浦市のみとなっている。三浦市は、ふるさと納税の件数が2,945件と神奈川県下で、最も多くの件数となっている。ふるさと納税の寄附金総額は、5,857万8,000円となっており、1件当たりでは1万9,884円となり、個人による小口の寄附を集めていることがわかる。三浦市では、市外居住者の1万円以上の寄附に3,000円相当メロン2玉等、3万円以上で6,000円相当マグロ刺身セット等、5万円以上で1万円相当特選マグロセット等、10万円以上で2万円相当プレミアムマグロセットを提供している。

[愛知]

愛知県下の市町村のふるさと納税上位20団体の状況をまとめたものが表9である。愛知県下の市町村も神奈川県と同様に、財政力指数が高く、返礼品を用意していない自治体が多い。ふるさと納税の件数が1,000件を超えているのは、名古屋市、小牧市、岩倉市しか存在しない。愛知県下の市町村のうち、最も寄附金を集めているのは、名古屋市であり、企業団体による寄附を含めると4億56,02万9,000円、ふるさと納税の対象となる個人分だけでも2億8,747万3,000円もの寄附金を集めている。名古屋市は、ふるさと納税に対する返礼品は用意しておらず、特徴的な寄附メニューによって多くの寄附を集めている自治体である。企業、団体を含む名古屋市の寄附総件数は、15,001件であるが、名古屋城本丸御殿寄附金として2,082件もの寄附を集めている。愛知県下の市町村のうち、返礼品を活用して寄附を多く集めているのは、小牧市のみであり、ふるさと納税の対象となる個人の寄附件数としては、名古屋市より多く、2,068件となっている。

32) 横浜市財政局によると、1億円の個人寄附があったとのことである。なお、横浜市では企業と個人の区別による集計をおこなっていないため、ふるさと納税の件数と金額は把握していないとのことであった。

表 9 愛知県下市町村の状況

	財政力 指数	返礼品		ふるさと納税特典概要(2014年2月HP調査)	ふるさと納税		ふるさと応援寄附		備考
		2013	2014		件数	金額	件数	金額	
名古屋市	0.98	×	×		2051	287,473,000	15,001	456,029,000	名古屋城本丸御殿寄附金2,082件
豊川市	0.88	×	○	平成26年4月より市外居住者の1万円以上の寄附に2000円相当の米5kg(先着100セット)	8	1,483,000	28	53,379,036	企業、団体名多数を含む、100万円の大口個人寄附あり
小牧市	1.12	○	○	1万円につき税送料込み4000円相当の特産品(米7kg等)	2,068	22,480,630	2,070	22,980,630	
西尾市	0.95	×	×		20	7,162,774	36	20,612,369	
岩倉市	0.78	○	○	市外居住者の1万円以上の寄附に地鶏等、5万円以上で地鶏1羽等	1,142	15,273,000	1,147	16,572,258	
東浦町	0.94	×	×		2	550,000	11	14,471,446	
常滑市	0.96	×	×		118	11,969,000	118	11,969,000	
豊橋市	0.94	×	×	市民の5000円以上の寄附に動物園入場券、市外居住者の5000円以上の寄附に手ぬぐい2枚、3万円以上でふるさとバスポート(市内施設10回無料)、返礼品なしに分類	23	9,650,000	24	9,850,000	
津島市	0.72	×	×		44	5,653,670	44	5,653,670	
刈谷市	1.15	×	×		15	3,368,239	38	5,062,420	
稲沢市	0.90	○	○	市外居住者の1万円以上の寄附に特産品(きしめん3食分等)	35	3,968,860	35	3,968,860	2013年6月より返礼品を送付
田原市	0.96	○	○	市外居住者の2万円以上の寄附に野菜詰め合わせ(税込み2000円相当、送料別市が負担)	9	3,761,925	9	3,761,925	
岡崎市	0.98	×	×		4	3,050,000	4	3,050,000	
一宮市	0.81	×	×		20	2,053,984	22	2,675,877	
蒲郡市	0.84	×	×	平成26年4月1日より6月30日までに申込をし、寄附をしていただいた方を対象に5000円以上で花火祭り入場券1枚等、1万円以上で入場券2枚等	11	1,046,255	18	2,399,007	企業、団体名多数を含む
豊田市	1.06	×	×		9	1,425,000	10	1,775,000	
北名古屋市	0.96	○	○	市外居住者の1万円以上の寄附に2000ポイント、5万円以上で7000ポイント、10万円で12000ポイント、10000ポイントで買い物券1000円分等、送料は市が負担	33	1,745,000	33	1,745,000	
愛西市	0.66	×	○	市外居住者の1万円以上の寄附に農産物セット(5000円程度、送料は市が負担)	8	754,870	16	1,589,397	個人8件、最高額個人の50万円
幸田町	1.05	×	×		2	1,300,000	2	1,300,000	
南知多町	0.53	×	×		49	1,281,000	49	1,281,000	

出所：『市町村決算カード』、自治体ホームページより作成。

[大阪]

表 10 は大阪府下の市町村のうち寄附金額上位 20 団体の状況についてまとめたものである。大阪府下の市町村で一番寄附を集めているのは大阪市である。大阪市は、特産品は用意しておらず、返礼品として記念メダルなどが用意されているだけである。大阪市が寄附を集めている理由は、特徴的な寄附メニューが提示されているからだ。大阪市への寄附件数 2,773 件のうち 2,493 件が大阪城の魅力向上という目的で寄附をしている。大阪城の魅力向上に寄附を行うことで、石垣公開施設に記念芳名板に名前が記載されることも寄附を集めている原因と考えられる。

表 10 大阪府下市町村の状況

地域名	財政	返礼品		ふるさと納税特典概要	ふるさと納税		ふるさと応援寄附		備考
		2013	2014		件数	金額	件数	金額	
大阪市	0.90	×	×	1万円以上の寄附で記念メダル、博物館等招待券、石垣公開施設に記念芳名板を設置、先行内覧会に特別招待。市長感謝状の送付。	2,773	187,930,000	2,773	187,930,000	大阪城魅力向上への寄附が2,493件73,469,398円
箕面市	0.95	○	○	1万円以上の寄附に箕面特選ふるさとセット(もみじの天ぷら、地ビール等)	182	59,147,981	188	89,311,719	医療保健センターによる医療への3,000万円の寄附を含む
堺市	0.84	○	○	1万円以上の寄附で粗品(手ぬぐい、鉄等)、10万円以上で和菓子セット、包丁等、100万円以上の市外居住者の寄附にはカタログギフト	429	17,584,765	507	71,884,761	
和泉市	0.68	○	○	1万円以上の寄附に特産品(ネックレス等)	116	50,910,911	119	51,280,597	個人の高額寄附あり(美術館名誉館長による美術館指定の寄附)
池田市	0.85	○	○	1万円以上の寄附で5000円相当特産品(日本酒等)、送料は業者負担	3313	43,318,102	3,739	47,470,084	
泉佐野市	0.92	○	○	寄附金額の半額相当の特産品送付。5000円以上でタオルセット等、1万円以上で米10kg、ピーチポイント5000円相当等、2万円以上で牛タン700g等、3万円以上で牛タン1kg等、5万円以上でピーチポイント25000円相当等、10万円以上でピーチポイント50000円相当等、20万円、30万円、50万円、100万円で半額相当ダイアモンド等。送料も市が負担。(平成25年度は1万円以上のご寄附に対して3,000円相当、3万円以上のご寄附に対して7,000円相当)	1,974	43,119,000	1,989	46,049,000	2014年7月リニューアル(回数制限解除、品揃え拡大、グレードアップ、寄附金カテゴリー拡大)により急増、平成26年度は1月末に4億円突破。返礼品送付経費のH25決算額6,362,000円。
河内長野市	0.63	○	○	1万円以上の寄附に寄附金額の半額相当の特産品送付。2500円相当(米2.5kg等)、5000円相当商品(米5kg等)を組み合わせて選択。	1,925	40,665,475	1,929	42,845,475	2015年より回数制限廃止、メニュー拡大。
高槻市	0.77	×	×		-	-	35	36,035,717	個人分は不明
豊中市	0.89	×	×		163	13,850,962	209	33,612,580	
富田林市	0.63	○	○	1万円以上の寄附で米6kg等	35	23,940,000	35	23,940,000	
柏原市	0.64	×	○	平成26年度より1万円以上の寄附に特産品(送料、税込み2000円、5000円、1万円相当)送付。1万円以上でワイン1本等、2万円以上で肉600g、3万円以上で肉1kg	3	20,055,000	3	20,055,000	
寝屋川市	0.66	×	×		72	2,828,260	121	16,596,715	
松原市	0.58	○	○	1万円以上の寄附に特産品(お菓子セット等)	27	15,424,404	33	15,495,700	
八尾市	0.73	×	×	5000円以上の寄附に記念品(歯ブラシセット等)	103	8,047,010	119	8,520,130	企業、団体名多数を含む
門真市	0.68	○	○	1万円以上の寄附で2000円相当特産品(れんこん、姉妹都市の肉300g等)、5万円以上2点	115	7,159,000	123	7,704,495	
豊能町	0.54	○	○	1万円以上で肉400g等(町負担3000円+送料)、3万円以上で肉400gと野菜セット等(町負担6000円+送料)、5万円以上で肉1.1kg等、10万円以上で5万円コース2品	427	7,242,000	427	7,242,000	肉は京都市産(地元産野菜とセット)
茨木市	0.93	×	×		114	6,086,642	114	6,086,642	
吹田市	0.97	×	×		24	4,094,077	24	4,094,077	平成26年度1件のみ
泉南市	0.74	○	○	1万円以上で2000円相当、3万円以上で5000円相当、5万円以上で8000円相当特産品(水なす等)	114	2,519,000	117	3,592,162	ほとんどが個人名、2014年11月よりインターネット収納開始、送料も市が負担
藤井寺市	0.59	×	○	平成26年より1万円以上の寄附に3000円相当、2万円以上で6000円相当、3万円以上9000円相当、4万円以上12000円相当特産品(肉等)	57	1,932,000	69	3,402,543	送料は市が負担、特産品送付は業者が代行、代行手数料を一定割合で市が負担

出所：『市町村決算カード』、自治体ホームページより作成。

大阪府下の市町村で、返礼品を提供することで寄附を集めているのは箕面市、堺市、和泉市、池田市、泉佐野市である。この中で全国的にも返礼品を活用していることで知られているのが泉佐野市である。泉佐野市に寄附をすると寄附の半額相当のピーチポイントが

提供される³³⁾。泉佐野市は、2013 年度のふるさと納税の寄附金総額は、4,311 万 9,000 円となっている。2013 年度の返礼品送付の直接経費は、636 万 2,000 円であり、返礼品送付の実質還元率は、14.8%だったことになる³⁴⁾。なお、泉佐野市は、返礼品メニューを 2014 年 7 月にリニューアル（回数制限解除、品揃え拡大、グレードアップ、寄附金カテゴリー拡大）しており、2014 年度には約 4 億 7 千万円のふるさと応援寄附を集めている。

[福岡]

表 11 は、福岡県下の市町村のうち、企業団体分を含む寄附金上位 20 団体の状況をまとめたものだ。福岡県下の市町村は、財政力指数が 0.5 前後の低い市町村が多く、ほとんどの市町村で返礼品として特産品を提供しているのが特徴である。福岡県下の市町村の中で、最も多くの寄附を集めているが福岡市であり、2013 年度のふるさと納税は 3,196 万 355 円となっており、企業分を含めると 1 億 2,648 万 9,499 円にも達している。福岡市の返礼品は、1 万円以上の寄附で紅茶等、2 万 5,000 円以上で米 3 kg 等となっており、それほど寄附に対する還元率が高いわけではない。還元率が低いにもかかわらず、数多くの個人と企業の寄附を集めている理由としては、寄附の使い道がホームページでわかりやすく説明されているところにあると考えられる。2013 年度の寄附先ごとの事業実績をみると患児家族滞在施設（ふくおかハウス）の建設」に 1 億 576 万 2,560 円の寄附が集まっている。さらにこの施設へ寄附した企業の一覧も公表されている。個人分についても公表に同意している人について寄附先と金額の一覧が公表されている。福岡県下の市町村で企業分を含めた数字で第 3 位となっているのが宗像市である。宗像市は、返礼品を用意しておらず、寄附のほとんどが知的障害者スポーツ競技会スペシャルオリンピクス 2014 への寄附であった。福岡県下の市町村のなかで、企業分を含めた順位だと第 4 位となるが、ふるさと納税の対象となる個人分のみ金額では福岡市について第 2 位となるのは、北九州市である。北九州市は、ほとんどすべての寄附が個人による寄附であることが特徴だ。北九州市では、

33)ピーチポイントは、ピーチ航空の料金支払い等に使用できる。

34)泉佐野市政策推進課によると、寄附金額の半額相当の返礼品を送付するようになったのは、2014 年 7 月 1 日からであり、2013 年度は 1 万円以上の寄附に対して 3,000 円相当、3 万円以上のご寄附に対して 7,000 円相当の特産品を提供し、その特産品を 6 ～ 7 割で購入していたとのことだ。なお、2014 年度実質還元率は、ほぼ 50 %となっているとのことである。

2013 年度にふるさと納税として 845 件、1,800 万 6,736 円の寄附を集めている。寄附に対する返礼品としては、1 万円以上の寄附で明太子 330 g 等、3 万円以上の寄附で肉 500 g 等の特産品を提供していた。2013 年度における返礼品の直接経費としては、410 万 6,445 円であり、実質還元率は、22.8 %だったことになる³⁵⁾。

表 11 福岡県下市町村の状況

地域名	財政力 指数	返礼品		ふるさと納税特典概要	ふるさと納税		ふるさと応援寄附		備考
		2013	2014		件数	金額	件数	金額	
福岡市	0.85	○	○	1万円以上の寄附で紅茶等、2.5万円以上で米3kg等	958	31,960,355	1,277	126,489,499	2013年8月よりコンビニ納付開始
飯塚市	0.49	○	○	1万円以上の寄附にメロン等	701	26,480,000	705	26,520,000	
宗像市	0.58	×	×		99	15,926,043	100	25,926,043	知的障害者スポーツ競技会スペシャルオリンピックス2014への寄附が大多数
北九州市	0.70	○	○	1万円以上の寄附で明太子330g等、3万円以上の寄附で肉500g等	845	18,006,736	846	18,506,736	2014年度の市の負担額 4,106,445円
柳川市	0.44	○	○	市外居住者の1万円以上の寄附にうなぎ蒲焼きセット等、3万円以上で4品、5万円以上で7品	759	14,017,500	762	14,067,500	
久留米市	0.62	○	○	1万円以上の寄附に純米酒3本等、3万円以上で日本酒6本等、10万円以上で農産物年4回送付	795	9343000	818	10,648,000	企業は3件のみ。クレジットカードが564名、市内は14名、1万円が760名
大川市	0.50	○	○	最低送料、税込み2000円相当商品(先着100名天然うなぎ、いちご等)	823	8,903,000	824	8,913,000	
八女市	0.37	○	○	1万円以上の寄附に八女茶300g等	150	4,872,600	151	4,877,600	2014年6月から返礼品をリニューアル
宮若市	0.55	○	○	5000円以上携帯ストラップ、1万円以上の寄附に米5kg等、3万円以上2品	209	4,160,000	211	4,200,000	
糸島市	0.51	×	×	2000円以上の寄附に粗品(エコバッグないしタオル)	48	1,473,600	68	3,962,860	企業団体を含む
芦屋町	0.37	○	○	5000円以上で和菓子、5万円以上で工芸品	38	2,415,000	44	3,297,044	花火大会への企業・団体寄附多数
築上町	0.33	○	○	1万円以上の寄附で米5kg等	269	3,092,000	269	3,092,000	
嘉麻市	0.26	○	○	1万円以上の寄附に特産品(米、ハム、漬け物等)、市負担送料込み5,000円	41	2,723,900	41	2,723,900	
筑前町	0.46	○	○	1万円以上の寄附で米6kg等	208	2,490,000	208	2,490,000	
大木町	0.49	○	○	町外居住者の1万円以上の寄附に米5kg等、5万円以上で特産品6回送付	201	2,405,100	201	2,405,100	
大牟田市	0.47	×	○	2014年11月から市外居住者の1万円以上の寄附に米5kg等、3万円以上2品、5万円以上3品、以前はTシャツのみだったため返礼品なしに分類	33	2,187,000	33	2,187,000	
福智町	0.26	○	○	5000円以上の寄附で4000円相当特産品	13	1,935,000	13	1,935,000	
筑後市	0.58	○	○	1万円以上の寄附に焼酎2本等	175	1,887,000	177	1,902,000	
宇美町	0.54	×	×	5000円以上の寄附に粗品(図書券500円分)	32	1,855,000	34	1,876,417	
田川市	0.38	○	○	寄附者全員に博物館無料券、市外居住者の1万円以上の寄附に肉500g等、2万円以上2品、3万円以上3品	34	1,820,000	34	1,820,000	2014年度から特典拡大

出所：『市町村決算カード』、自治体ホームページより作成。

(4) ふるさと納税の分析

表 12 は、ふるさと納税による居住者の寄附金額の上位 10 市町村のふるさと納税額（流出）とふるさと納税によって各自治体が受け取ったふるさと納税額（流入額）、企業・団体による寄附を含むふるさと応援寄附（流入額）の状況をまとめたものである³⁶⁾。ふるさ

35)個人分の寄附件数、寄附金額、返礼品の経費額は、北九州市財政局税制課への問い合わせ結果による。

36)なお、横浜市、世田谷区は、本来のふるさと納税額である個人分の寄附額を把握しておらず、企業分を含めたふるさと応援寄附の金額しかわからないとのことだ。

と納税の人数、寄附金額、控除額は、総務省『平成26年度寄附金税額控除に関する調（都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税））』によるものである³⁷⁾。

表 12 ふるさと納税寄附額上位 10 市町村の状況（2013 年度）

自治体	財政力 指数	ふるさと納税(流出)				ふるさと納 税(流入) 金額(千円)	ふるさと応援 寄附 金額(千円)	実質ロス (千円)
		人 数 (人)	寄 附 金 額 (千円)	控 除 額 (千円)	控 除 額 / 個 人 住 民 税			
横浜市	0.96	6,719	593,630	173,011	0.05%	-	145,882	-102,629
港区	1.26	1,057	532,755	187,143	0.34%	100	100	187,043
世田谷区	0.54	2,624	398,574	112,149	0.11%	-	46,029	-17,991
大阪市	0.9	3,650	325,907	94,596	0.04%	187,930	187,930	-164,281
名古屋市	0.98	3,485	323,173	94,145	0.04%	287,473	456,029	-432,493
新宿区	0.63	1,104	253,559	65,741	0.19%	30,818	39,369	-22,934
福岡市	0.85	1,595	248,994	45,629	0.04%	34,000	31,960	-20,553
渋谷区	0.95	823	237,992	76,475	0.20%	1,385	-	17,734
広島市	0.81	1,257	217,886	26,383	0.03%	15,624	36,362	-29,766
杉並区	0.61	1,221	191,626	36,595	0.07%	19,563	51,092	-41,943

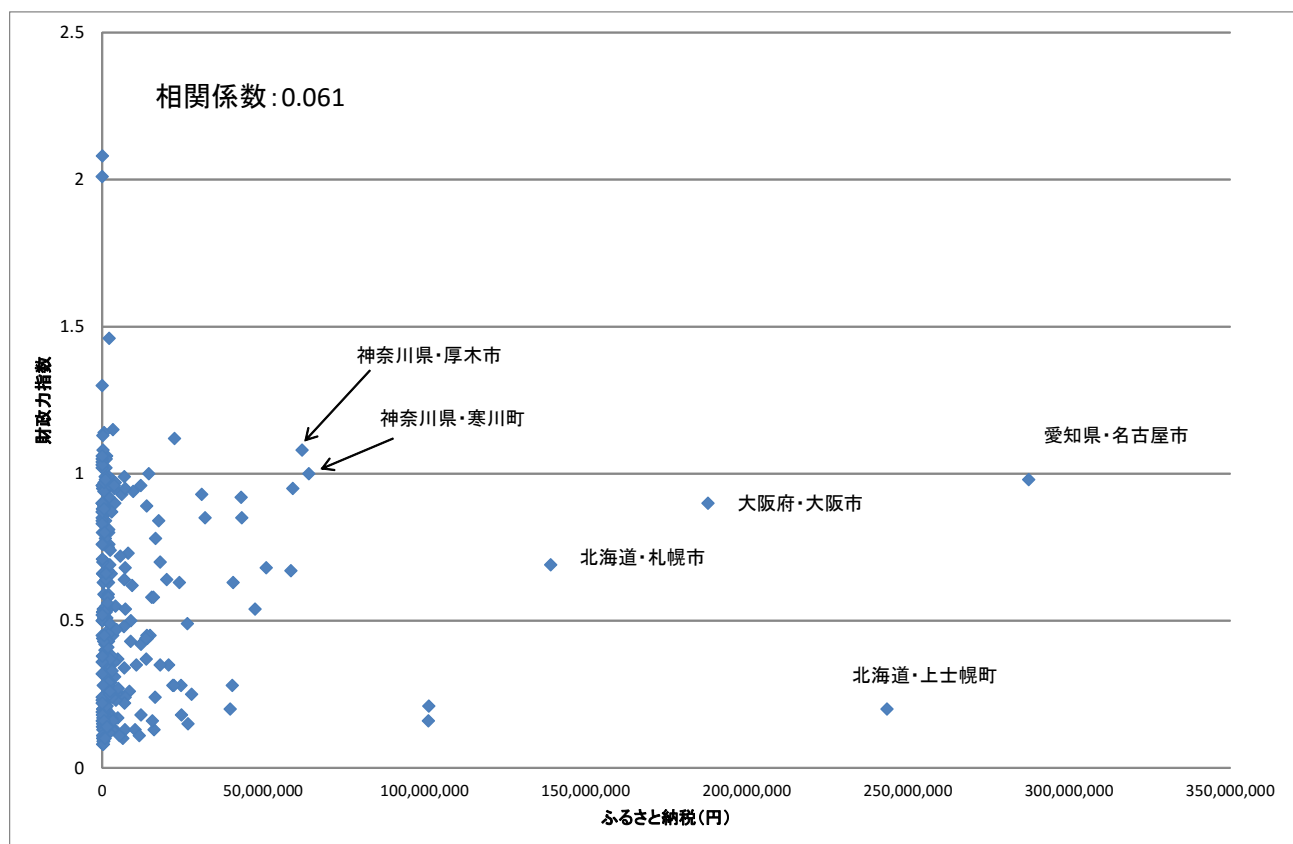
出所：ふるさと納税（流出）は平成26年度寄附金税額控除に関する調（都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税））、ふるさと納税（流出）、ふるさと応援寄附は自治体 HP および電話調査による。

この表によると、全国の市町村のうち最も寄附が多いのは横浜市であり、港区、世田谷区がそれに続いている。また東京都下の特別区が約半数を占めている。税収ロスを意味する控除額の数字は、寄附金額第2位に位置づけられる港区が最も多くなっている。横浜市は寄附金が多いにもかかわらず、寄附金控除の上限を超えた大口寄付が存在するため港区よりも控除額が低くなっていると考えられる³⁸⁾。この税収ロスが各自治体の個人住民税に占める比率を求めると、港区の 0.34 %、渋谷区の 0.20 %が高くなっている。寄附金控除の上限は、個人住民税の所得割の 1 割(2013 年度)だが、すべての人がふるさと納税をおこなうわけではないため、この時点では市町村財政におよぼす影響はそれほど大きくない。さらに、多くの自治体はふるさと納税制度を利用して寄附金も集めている。そのうえ、上位 10 市町村のほとんどが地方交付税の交付団体であり、税収ロスのうち 75 %は交付税で

37) 市町村別データの入手については、総務省自治税務局市町村税課課長補佐山本倫彦氏にご協力頂いた。なお、ふるさと納税額控除額については NPO 法人等へも同時に寄附をした居住者分についてふるさと納税による控除額部分が分離できないために、推計値となっている。

38) 横浜市は、「横浜サポーターズ寄附金」として横浜市を応援する寄附金を積極的に集めている。

補填されることになる。ただし、東京都特別区については、地方交付税の対象外であり、都区財政調整制度において補填される。この表の実質ロスは、各自治体から流出したふるさと納税による控除額のうち交付税等で補填されない部分（控除額の 25%分）と各自治体が受け取った寄附金を差し引いて求めたものだ³⁹⁾。ここでは各自治体の受け取った寄附金については、企業分を含めた数字を使用した⁴⁰⁾。表からは、横浜市など多くの自治体では、多額の寄附金を受け取っているために、ふるさと納税による実質ロスは生じていないことが読み取れる。ふるさと納税制度による実質ロスが生じているのは、港区と渋谷区だけである。



出所：財政力指数は『市町村決算カード』ふるさと納税額は、自治体 HP とメール・電話調査より作成。

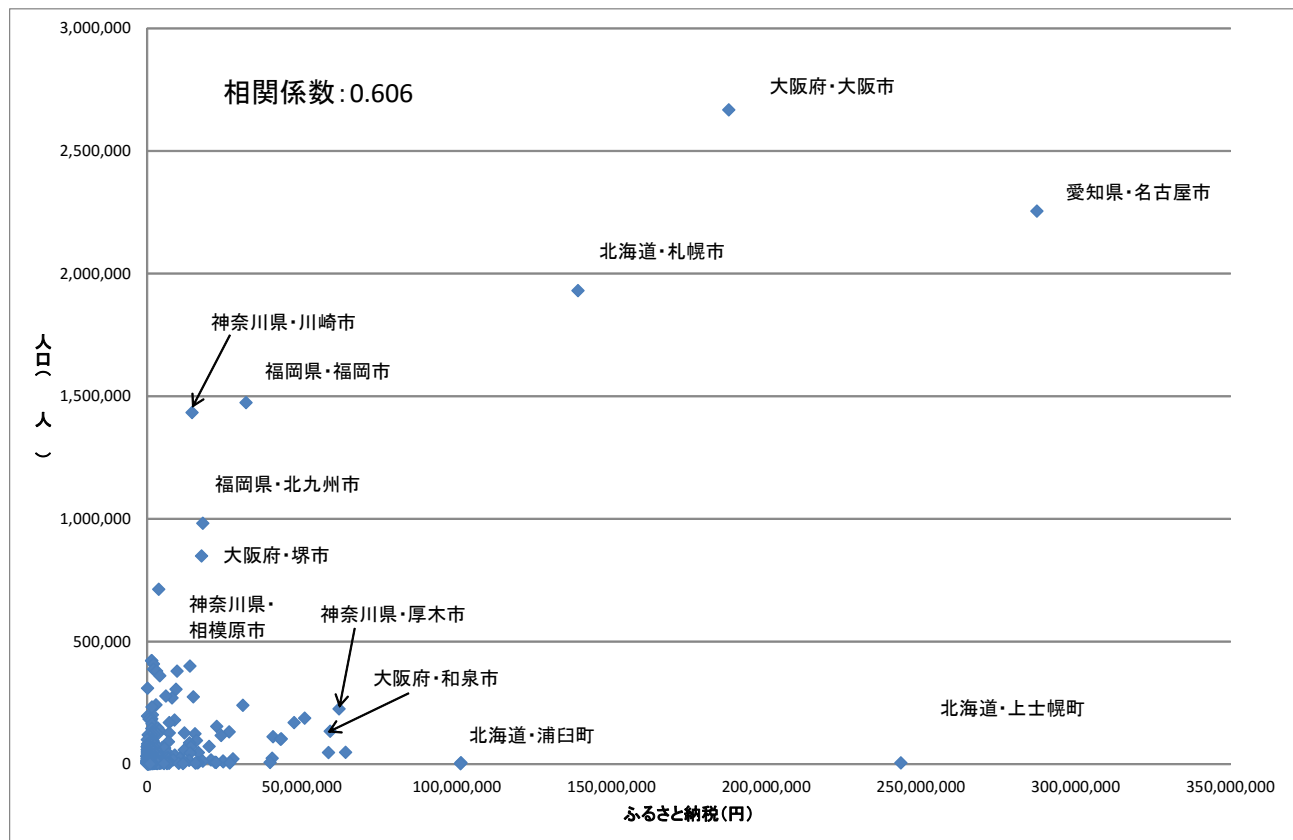
図 7 ふるさと納税による寄附額（流入）と財政力指数の散布図

図 7 は、北海道、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県下の市町村のふるさと納税による

39)ただし、港区は財政力指数が 1 を超えており、都区財政調整制度による補填はない。なお、実際には交付税等による補填は、次年度の交付税等でおこなわれることになる。

40)渋谷区については、企業分を含めた数字について回答が得られなかったため、個人分の数字を使用している。

寄附額（個人分）と財政力指数の散布図を描いたものだ。相関係数は、0.061 であり、財政力指数と寄附金額の間にはほとんど相関関係がみられないことがわかる。財政力指数が 0.5 を下回る財政力の弱い、ふるさと納税制度による応援をより必要としていると考えられる自治体の多くがほとんど寄附金を集められていないこともわかる。一方で、財政力指数が 1 を超えている神奈川県厚木市のように裕福な自治体でも多くの寄附金を集めている事例もある。



出所：人口は『市町村決算カード』ふるさと納税額は、自治体 HP とメール・電話調査より作成。

図 8 人口とふるさと納税の散布図

図 8 は、人口とふるさと納税についての散布図を描いたものだ。相関係数は 0.606 となり、人口とふるさと納税の寄附額の間には正の相関関係が見られることがわかる。名古屋市、札幌市は、返礼品を提供していないし、大阪市も記念メダルなどを送付しているだけであり、特産品目当ての寄附が集まっているわけではない。北海道上士幌町は、後述するように特産品が人気で寄附を集めている自治体だ。北海道浦臼町は、2013 年度に 1 億円もの個人による大口寄付があった市町村である。

表 13 大都市におけるふるさと納税状況

自治体	財政力指数	返礼品	人口(人)	ふるさと納税(円)
大阪府 大阪市	0.90	×	2,667,830	187,930,000
愛知県 名古屋市	0.98	×	2,254,891	287,473,000
北海道 札幌市	0.69	×	1,930,496	139,173,829
福岡県 福岡市	0.85	○	1,474,326	31,960,355

出所：財政力指数、人口は『市町村決算カード』、ふるさと納税額は電話・メール調査により作成。

上記の散布図からは、人口が多い大都市では多くのふるさと納税による寄附を集めていることが示唆される。そこで、表 13 は、大都市におけるふるさと納税の状況を抜き出したものだ。この表では、福岡市を除く自治体ではふるさと納税に対して特産品を返礼品として提供していないにもかかわらず多額の寄付を集めていることがわかる。

表 14 人口 5 万人以下、返礼品を活用し、ふるさと納税額上位の自治体(2013 年度)

自治体	財政力指数	人口(人)	ふるさと納税(円)
北海道 上士幌町	0.20	5,046	243,503,104
北海道 浦幌町	0.15	5,337	26,679,852
北海道 佐呂間町	0.21	5,744	101,382,000
北海道 当麻町	0.20	7,005	39,702,000
北海道 栗山町	0.28	12,930	24,497,440
北海道 遠軽町	0.25	21,747	27,750,000
北海道 紋別市	0.28	24,039	40,375,000
神奈川県 三浦市	0.67	47,245	58,578,000

出所：財政力指数、人口は『市町村決算カード』、ふるさと納税額は自治体 HP および電話・メール調査により作成。

表 14 は、人口 5 万人以下で、返礼品を活用し、ふるさと納税額 25 位までにランキングされている自治体を抽出したものだ。この表からは、ふるさと納税制度を活用できているのは、北海道下の市町村が大部分を占めていることがわかる。

表 15 は、ふるさと納税額がゼロの自治体を抜き出したものである。この表のなかで財政力指数が 1 を超えている泊村、清川村などは、ふるさと納税による寄附を集める必要がない富裕な団体である。一方、添田町、鹿追町、知内町などは、財政力指数がきわめて低い団体であるにもかかわらず、ふるさと納税制度を活用できていない自治体である。

表 15 ふるさと納税額ゼロの自治体（2013 年度）

自治体	財政力指数	人口（人）	ふるさと納税（円）
北海道 泊村	2.01	1,825	0
神奈川県 清川村	1.06	3,138	0
愛知県 大口町	1.05	22,913	0
愛知県 豊山町	1.04	15,139	0
神奈川県 葉山町	0.90	33,635	0
愛知県 大治町	0.83	30,942	0
神奈川県 二宮町	0.76	29,707	0
大阪府 太子町	0.52	14,162	0
福岡県 桂川町	0.36	14,087	0
北海道 知内町	0.24	4,880	0
北海道 鹿追町	0.23	5,654	0
福岡県 添田町	0.19	10,898	0

出所：財政力指数、人口は『市町村決算カード』、ふるさと納税額は自治体 HP およびメール調査により作成。

表 16 ふるさと納税上位自治体による累積シェア

	上位 5	上位 10
北海道	50%	62%
神奈川県	88%	95%
愛知県	88%	94%
大阪府	67%	87%
福岡県	60%	79%

表 16 は、本稿で調査対象とした各道府県下の市町村について、ふるさと納税上位自治体の寄附金額の累積シェアを計算したものだ。神奈川県、愛知県では、上位 5 市町村の累積シェアでも 9 割近くなる。大阪府、福岡県では、上位 5 市町村では 6 割から 7 割、上位 10 市町村では 8 割から 9 割の累積シェアとなる。北海道については、多くの自治体でふるさと納税の活用が進んでいるため、上位 5 市町村で 5 割、上位 10 市町村で 6 割程度のシェアとなっている。

第 4 節 個別市町村のヒヤリング結果について

本稿では、ふるさと納税制度を積極的に活用している市町村の中から 2 つの市町村の事例について取り上げることにした。ひとつは、大阪府池田市であり、いまひとつは北海道

の増毛町である⁴¹⁾。池田市は、大阪府下の市町村のなかでは 2013 年度において件数では最も多くの寄附を集めた自治体であり、増毛町は、2014 年度に寄附額が急増した自治体である。

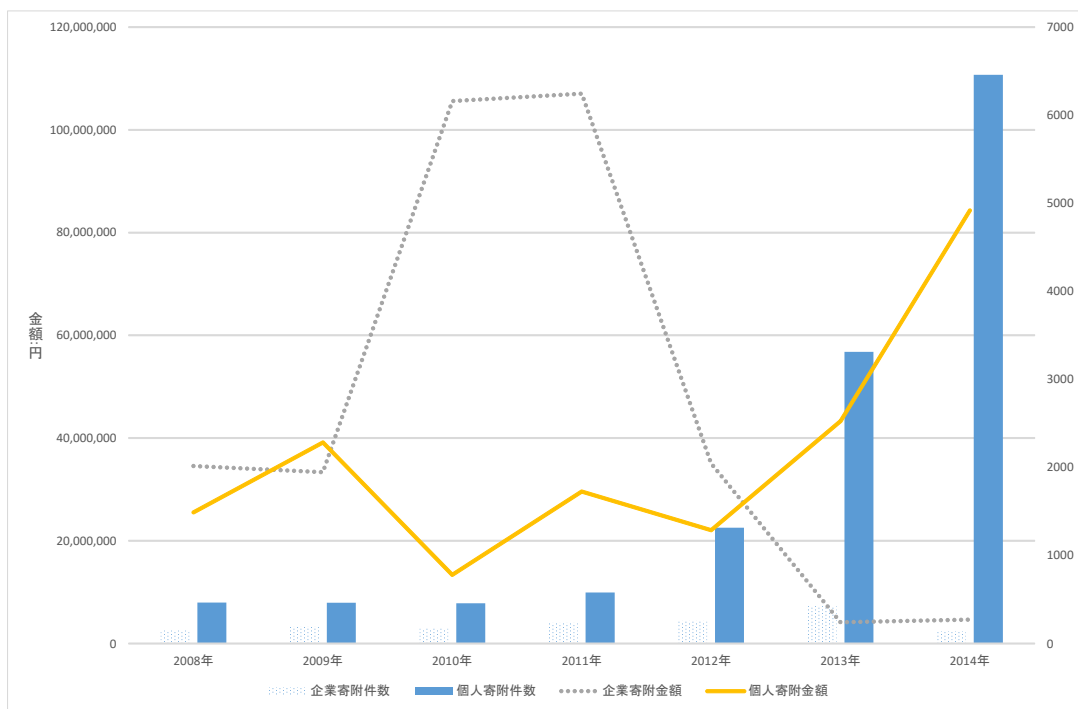
(1) 大阪府池田市の事例

池田市は、2013 年時点の人口が 102,964 人、財政力指数が 0.85 の自治体である。1998 年度決算時は、経常収支比率が 112.0%で全国ワースト 2 位だったが、1995 年から 2011 年の倉田元市長時代に財政健全化を実行し、平成 25 年度現在経常収支比率は 97.6%まで改善している。市内には、主な企業としてダイハツ工業が存在する。

池田市のふるさと納税の推移を描いたものが図 9 である。この図では、企業の寄附と個人の寄附の件数と金額がわかる。企業の寄附は、年によって差があるのに対して、個人分の寄附は、当初横ばいであったものが、2012 年以降、毎年確実に増加していることが読み取れる。個人の寄附と企業の寄附を比較すると、件数については毎年個人の寄附の方が圧倒的に多いが、寄附金額でみると 2010 年から 2012 年にかけては、寄附金額は企業の方が多かったことがわかる。

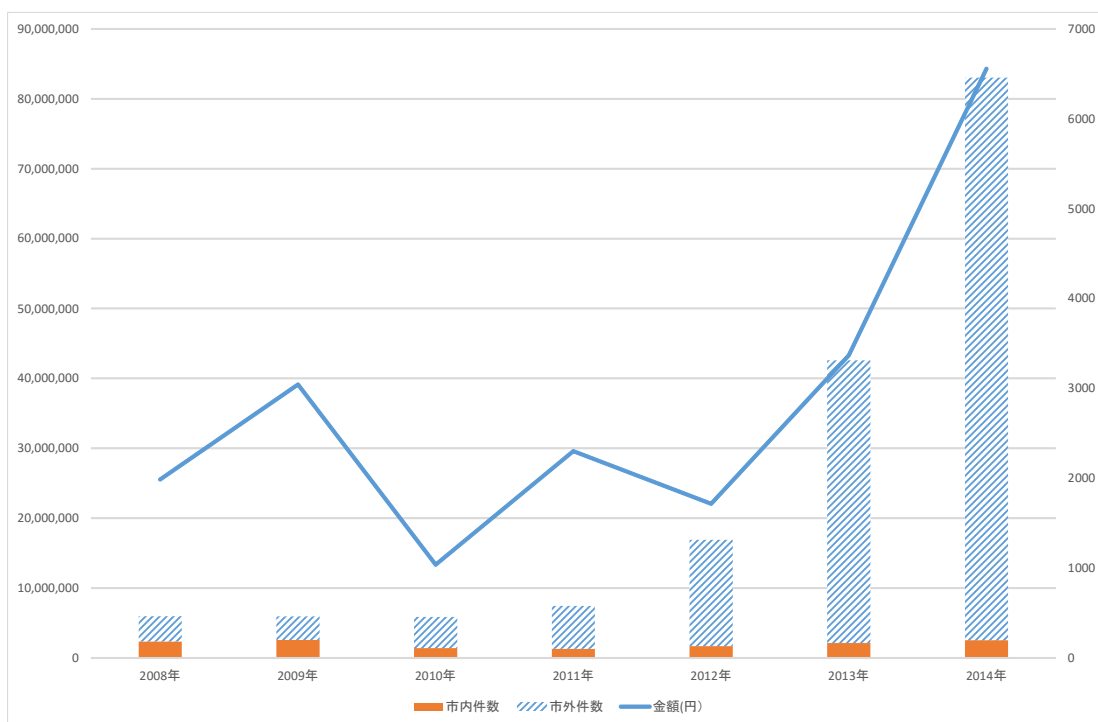
図 10 は、個人の寄附だけを取り出して、市内と市外の件数の内訳の推移を示したものだ。この図によると、市内からの件数は低位で安定していることがわかる。ふるさと納税が急増する 2012 年以降は、ふるさと納税の件数のほとんどが市外からの寄附となることが読み取れる。

41)池田市のヒヤリング調査は 2015 年 6 月 10 日に実施し、増毛町については 2015 年 8 月 5 日に実施した。池田市の調査に際しては、池田市総合政策部政策推進課課長斎藤芳朗氏、高島知里氏、増毛町の調査に際しては、増毛町役場企画財政課課長坂口功氏、主事高橋一将氏に協力頂いた。



出所：池田市提供資料より作成。

図 9 池田市のふるさと納税の推移



出所：池田市提供資料より作成。

図 10 市内件数、市外件数、個人寄附総額の推移

表 17 は、2013 年度における寄附金額別の寄附状況を示したものである。この表によると、ほとんどが 1 万円の寄附となっていることがわかる。ただし、100 万円を超える寄附もわずかだが存在することもわかる。池田市は、1 万円以上の寄附に対して、返礼品を用意しているだけなので、高額な寄附は、返礼品目当てではない、本当の意味で池田市を応援する寄附もあるわけだ。1 万円を寄附した 3,104 件については、返礼品を期待して、ふるさと納税をおこなったものと考えられる。

表 17 2013 年度金額別寄附状況

金額（円）	件数
～9,999	83
10,000	3,104
10,001～50,000	176
50,001～100,000	33
100,001～200,000	6
250,000	1
400,000	1
450,000	1
1,000,000	2
1,500,000	1

出所：池田市提供資料。

池田市の寄附が多い最大の理由は、魅力的な返礼品が用意されていることである。表 18 は、池田市が提供している返礼品ごとの申し込み件数を示したものだ。この表によると最も人気の高い返礼品が日清食品インスタントラーメン詰め合わせである。これは、池田市にある日清食品のインスタントラーメン発明記念館が提供している返礼品だ。2013 年、2014 年とも、約 8 割はインスタントラーメン詰め合わせが選ばれている。次に多いのが、青谷町産 20 世紀なしとなっている。これは池田市の特産品でなく、鳥取市青谷町の特産品だ。池田市の施設が青谷町にあり、池田市の小中学生が夏休みに利用するなど、姉妹都市として交流しているために、青谷町に特産品を提供していただいているとのことだ。

表 18 品目別件数

寄附謝礼品		H26		H25	
		申込件数	%	申込件数	%
1	清酒「春園治」	81	1.2	95	2.8
2	ビリケンさんグッズセット	4	0.1	7	0.2
3	「ふくまる」くんグッズ詰め合わせ	3	0.1	1	0.0
4	池田の梅酒「水月」3本セット	12	0.2	—	—
5	池田の梅酒「水月」6本セット	26	0.4	—	—
6	ダイハツクッキー&煎餅、カレー、ミニカーセット	43	0.7	37	1.1
7	池田 おたなKAWA コーヒー&焼き菓子セット	60	0.9	38	1.1
8	赤ちゃん足型彫刻フォトフレームお仕立て券	20	0.3	12	0.4
9	日清食品インスタントラーメン詰め合わせ	5,300	81	2,682	78.7
10	不死王閣 昼食+入浴セット（ソフトドリンク付）	115	1.8	38	1.1
11	不死王閣 ギフト券（5000円分）	49	0.7	46	1.3
12	不死王閣 なにわの女将の牛すじカレー	70	1.1	—	—
13	不死王閣 温泉みすと&なにわの女将の牛すじカレー	5	0.1	—	—
14	とよす(株) 創作あられ八撰袋「お八つ」	75	1.1	93	2.7
15	とよす(株) お八つ、ほうろく、豆しおセット	76	1.2	—	—
16	片山造園(株) アレンジメント（A）横幅タイプ	17	0.3	2	0.1
17	片山造園(株) アレンジメント（B）高さタイプ	5	0.1	10	0.3
18	片山造園(株) 鉢植え	57	0.9	46	1.3
19	喫茶「パーラー池田」ふれあいチケット	24	0.4	28	0.8
20	青谷ようこそ館 ギフトセット	16	0.2	11	0.3
21	青谷町産 20世紀なし	184	2.8	55	1.6
22	青谷町産 贈答用章姫イチゴ	92	1.4	69	2.0
23	青谷町産 びわAセット	43	0.7	—	—
24	青谷町産 びわBセット	48	0.7	—	—
*	炭せっけん	—	—	3	0.1
*	ご結婚記念ガラスフレーム	—	—	3	0.1
	辞退	8	0.1	8	0.2
	対象外	108	1.7	124	3.6
合計		6,541	100	3,408	100

* H25年度で終了した謝礼品

出所：池田市提供資料

池田市は、それほど返礼品にコストを掛けているわけではない。市内市外からの寄附を問わず、1万円に対して返礼品を送付している。高額寄附に対する返礼品は存在しない。寄附金額が1万円に集中していたのは、そのためだ。返礼品の送付は、年1回のみとなっている。

池田市は、情報発信のために、「ふるさとチョイス」も利用している。ふるさとチョイ

スには、自治体が情報をのせる場合、有料プランと無料プランが存在するが、池田市の場合は無料プランを利用しているとのことだ。ふるさと納税の申し込みは、池田市のホームページ上に入力フォームがあり、インターネットでの申し込みができるようになっている。

返礼品を送付する企業については、池田市は公募方式を採用している。ただし、初年度については企業に訪問して、返礼品を提供を呼びかけたとのことだ。池田市は、返礼品を送付した企業に対して、1件につき 5,000 円だけ負担している。送料については、事業者が負担する仕組みとなっている。

池田市の返礼品送付の直接経費としては、返礼品の送付に掛かる決算額が、2013 年度で 1,506 万 5,000 円となっている。個人の寄附金総額に対する還元率を計算すると、寄附金額に対して 31.7 %となる。返礼品は、1 万円以上の寄附に対して 5,000 円程度の商品が提供されるため、還元率は 50 %程度となるものの、1 万円を超える寄附を行う人や、返礼品を辞退する人もいるために、実質還元率は、50 %を大きく下回ることになる。

池田市のふるさと納税の件数が多い理由として 1 つ考えられるのは、かなり前から公益活動促進に関して取り組んでいた関係でふるさと納税制度を整備するのも早かったことが挙げられる。池田市は、平成 13 年に、公益活動促進に関する条例を作っている⁴²⁾。これは、マッチングギフト方式で市民からの寄附を募るものであり、市民から 1 万円寄附があれば市が 1 万円出し、福祉や教育に使うという条例を作ったとのことだ。ふるさと納税が開始されたため、寄附先メニューについてはその時に作成したものをそのまま使用することができたとのことだ。

表 19 は、寄附の用途別の寄附件数をまとめたものである。寄附の用途には、子育て支援や、市民安全の充実など、基本的には市民向けのメニューが提示されている。これらの市民向けのメニューは、市外の人にはほとんど関心を寄せられないために、用途別の件数で最大の項目となっているのは、「寄附金に係る事業を指定しない」というものであり、約 40 %で推移していることがわかる。

42)池田市公益活動促進に関する条例施行規則(平成 13 年 4 月 27 日規則第 29 号)の第 13 条によると、「条例第 34 条第 2 項の規定による予算に定める額は、市民から、市及び市長が指定する登録団体（以下「指定団体等」という。）に対して、前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに公益活動の促進のために贈られた寄附金（以下「前年の寄附金」という）の合計額とする。」とされている

表 19 寄附の使途別

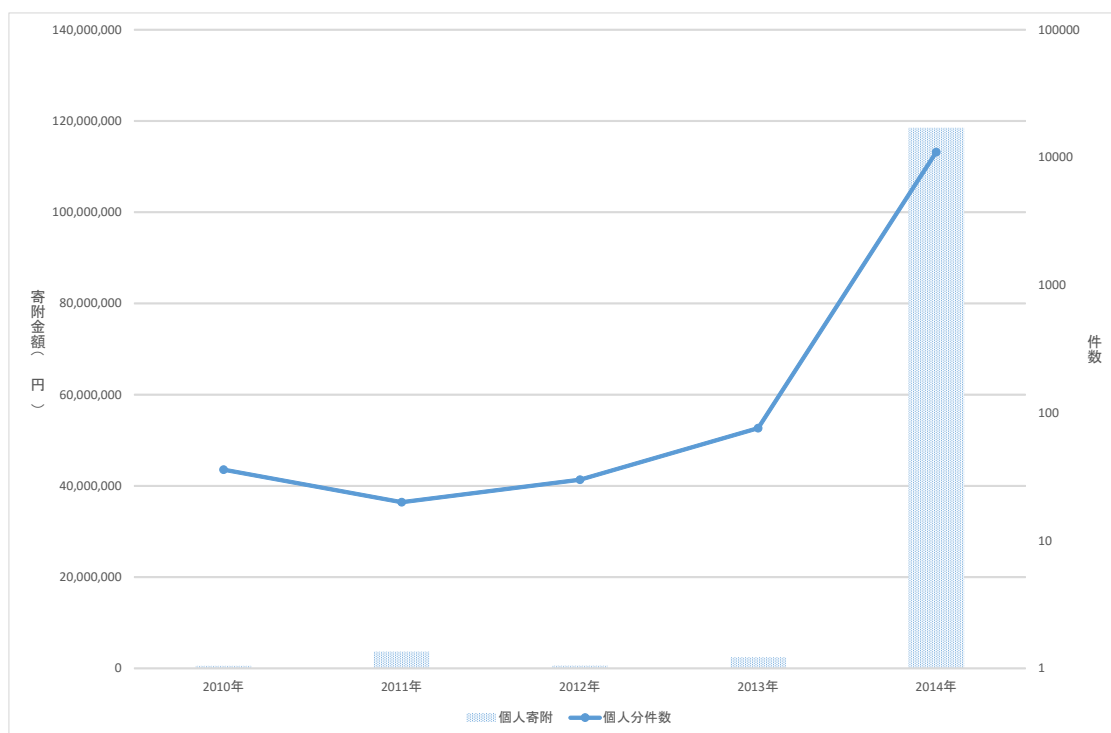
指定事業	H26年度			H25年度			H24年度		
	件数	%	金額 (千円)	件数	%	金額 (千円)	件数	%	金額 (千円)
①市民安全の充実	441	6.7	4,711	213	5.7	3,058	100	6.4	31,906
②消防の充実	115	1.7	11,371	53	1.4	598	28	1.8	383
③地域コミュニティの推進	67	1.0	690	38	1.0	389	15	1.0	188
④公益活動の促進	38	0.6	420	21	0.6	788	6	0.4	55
⑤商工、農林及び園芸の振興	152	2.3	1,600	62	1.7	547	20	1.3	243
⑥観光の振興	323	4.9	3,293	187	5.0	1,773	102	6.5	800
⑦文化の振興	172	2.6	2,287	106	2.8	1,510	67	4.3	1,290
⑧環境の保全及び改善（環境関係）	245	3.7	3,005	167	4.5	1,527	72	4.6	828
環境の保全及び改善（緑化関係）	61	0.9	3,326	59	1.6	2,594	53	3.4	2,706
⑨保健福祉の充実	328	5.0	6,294	183	4.9	3,992	131	8.3	1,752
⑩子育て支援の充実	1,356	20.5	14,231	573	15.3	5,683	222	14.1	4,140
⑪公共施設の充実	64	1.0	871	26	0.7	357	16	1.0	405
⑫教育の充実	297	4.5	3,704	190	5.1	2,329	64	4.1	1,582
⑬スポーツの振興	107	1.6	1,114	61	1.6	654	18	1.1	297
⑭1市内小中学校の耐震化	101	1.5	1,043	96	2.6	838	15	1.0	238
2五月山動物園の整備およびイベント等	162	2.5	1,722	73	2.0	815	13	0.8	288
3ヤエザクラ並木の整備	183	2.8	2,285	61	1.6	519	31	2.0	324
⑮寄附金に係る事業を指定しない	2,389	36.2	27,005	1,570	42.0	19,499	601	38.2	9,707
合計	6,601	100	88,972	3,739	100	47,470	1,574	100	57,132

出所：池田市提供資料

（２）北海道増毛町の事例

北海道増毛町は、2015年7月末の人口が4,718人の町であり、札幌市内よりJRで約3時間ほどかかる。2013年度の財政力指数は、0.13で、個人住民税は1億4,428万円（2014年予算）となっている。2014年のふるさと納税による寄附金総額は、1億1,851万2,200円と個人住民税に匹敵する規模となっている⁴³⁾。主な産業は、農業、漁業、水産加工業、酒造業であり、主な特産品は、サクランボ、リンゴ、甘えび、タコ、ウニ、アワビ、スモークサーモン、数の子などである。

43)企業分を含めると、1億1,871万2,200円となる。



出所：増毛町提供資料より作成。

図 11 増毛町のふるさと納税の推移

増毛町のふるさと納税の推移を描いたものが図 11 である。この図でわかるように、2014 年度にふるさと納税の件数と金額が急増していることが特徴だ。前年度の寄附金額は 244 万 5,000 円、件数は 76 件にすぎなかった。2014 年度には、個人の寄附は 1 億 1,851 万 2,200 円、件数は 1 万 1,016 にも達している。なお、増毛町では寄附のほとんどが個人によるものである。2013 年度における企業の寄附は 1 件 1 万円、2014 年度における企業の寄附は 11 件 20 万円にすぎない。

表 20 は、ふるさと納税の寄附金金額別の状況をまとめたものだ。寄附のほとんどが 1 万円に集中しており、91.9%を占めている。1 万円に続いて多い寄附金額は、3 万円、2 万円、5 万円であり、それぞれ 2.8%、2.3%、2.0%となっている。2014 年度における増毛町の返礼品の区分は、1 万円、3 万円、5 万円、10 万円、100 万円となっているが、この寄附区分の影響が 100 万円以外のところに多少見られることになる⁴⁴⁾。

44) 2 万円の寄附が多い理由は、一日に 1 万円を 2 回に分けて寄附した人は、2 万円の寄附としてカウントされているためである。

表 20 ふるさと納税寄附金額別の状況

金額(円)	人数	構成比
5,000	5	0.1%
10,000	8,862	91.9%
10,100	2	0.0%
12,000	3	0.0%
15,000	12	0.1%
16,000	1	0.0%
20,000	219	2.3%
30,000	267	2.8%
40,000	13	0.1%
45,000	1	0.0%
50,000	195	2.0%
60,000	5	0.1%
70,000	1	0.0%
80,000	1	0.0%
90,000	1	0.0%
100,000	56	0.6%
130,000	1	0.0%
150,000	1	0.0%
190,000	1	0.0%
300,000	1	0.0%
合計	9,648	1

出所：増毛町提供資料より作成。

表 21 返礼品別の寄附件数(2014 年度)

返礼品	件数	構成比
いくら	2,249	21.50%
たらこ・明太子	1,818	17.40%
甘えび・ボタンえび	1,247	11.90%
数の子	945	9.00%
さくらんぼ	602	5.80%
新巻鮭姿切り身	467	4.50%
りんご	377	3.60%
ホタテセット	317	3.00%
珍味セット	297	2.80%
柔らか煮セット	288	2.80%
国 稀	232	2.20%
ぶどう	213	2.00%
燻製セット	200	1.90%
シードル	177	1.70%
米（ななつぼし）	171	1.60%
ラーメン	148	1.40%
洋梨	125	1.20%
果樹詰合せ	120	1.10%
ニシン製品	113	1.10%
いくら・数の子セット	77	0.70%
ジュース	77	0.70%
プルーン	67	0.60%
ハチミツ	53	0.50%
たこ・いくら・塩辛	49	0.50%
その他海産物	32	0.30%

出所：増毛町提供資料より作成。

表 21 は、返礼品別の寄附件数とそのシェアをまとめたものだ。この表によると返礼品のなかで最も人気を集めたものが「いくら」であり、21.5%を占めている。それに続くのが「たらこ・明太子」の 17.4%、「甘えび・ボタンえび」の 11.9%であり、数の子の 9 %である。これら海産物の特産品で 59.8%となる。増毛町ではこれら海産物だけでなく、「さくらんぼ」「りんご」「ぶどう」など果物や、「新巻鮭姿切り身」「ホタテセット」など水産加工品などの人気も高い。

表 22 増毛町の寄附金別負担額(2014 年度)

① 1 万円以上 3 万円未満の寄附	3, 0 0 0 円 (送料込)
② 3 万円以上 5 万円未満の寄附	5, 0 0 0 円 (送料込)
③ 5 万円以上 1 0 万円未満の寄附	7, 0 0 0 円 (送料込)
④ 1 0 万円以上 1 0 0 万円未満	1 0, 0 0 0 円 (送料込)
⑤ 1 0 0 万円以上	2 0, 0 0 0 円 (送料込)

出所：増毛町提供資料より作成。

表 22 は、2014 年度における増毛町の寄附金別の町の負担額を示したものだ。2014 年度時点での返礼品は、1 万円に対しては 3 割程度の特産品が提供されていたが、寄附金額が多くなるにしたがって還元割合が低くなるように設定されており、10 万円に対しては 1 割、100 万円に対しては 2%の還元率に設定されていた⁴⁵⁾。表 20 において 1 万円の寄附に集中していたのは、このような還元率の設定によるものだと考えられる。2014 年度における返礼品送付の直接経費は 3,523 万 2,147 円であり、実質還元率は 29.7 %だったことになる。

表 23 寄附の使途別件数（2014 年度）

事業名	件数	金額
地場資源を活用した観光振興と歴史・文化継承に関する事業	693	5,712,000
次世代を担う子どもたちの育成に関する事業	1,933	17,586,000
医療、保険、福祉、介護に関する事業	951	7,905,000
地場産業の振興に関する事業	806	6,840,000
環境保全に関する事業	743	6,601,000
指定事業なし	5,901	74,068,200
計	11,027	118,712,200

出所：増毛町提供資料。

45) 2015 年度からは、寄附金額にかかわらず 3 割程度に固定されているとのことだ。

表 23 は、寄附の使途別の件数を示したものである。使途別で最も件数の多い項目は、指定事業無しの 5,901 件であり、全体の 53.5 %を占めている。これは、増毛町への寄附のほとんどが町外からの寄附であることによるものと考えられる。次に件数の多い項目は、次世代を担う子供たちの育成に関する事業の 1,933 件であり、全体の 17.5%を占めている。

前述したように、増毛町のふるさと納税は、2014 年度に急増している。以下では、その原因について見ていこう。2014 年度からふるさと納税が急増した理由としては、第 1 に、情報発信の強化が挙げられる。2013 年度までは、ふるさと納税による返礼品については、町の公式ホームページ上に、「特典をお贈りします」という文章のみを表示し、特典内容については電話等での問い合わせのみで告知していたのに対して、2014 年度からは、町の公式ホームページを全面的にリニューアルし、特典内容についても写真付きで詳しく紹介されるようになった⁴⁶⁾。公式ホームページの更新にあわせて、無料で各自治体の紹介をおこなっている民間の検索サイト、①ふるさとチョイス（無料プラン） ②わが街ふるさと納税 ③ふるさと納税 特産品 情報局に、町の情報についての掲載を依頼した。第 2 に、2014 年 9 月からは、ふるさとチョイスを有料プランに切り替え、ふるさとチョイス上での申し込みフォームやクレジット決済を導入した。なお、ふるさとチョイスの有料プランとしては、月額 3,750 円（税別）/年 45,000 円の「Yahoo!公金支払い連携お申込フォーム」をクレジット掲載については、基本料金月額 1,500 円（税別）/年 18,000 円）プラス決済された寄附金額の 1%となる「Yahoo!公金支払い」を利用している。第 3 に、ふるさとチョイスの有料プランへの切り替えに伴い、新着ページに増毛町の情報が表示され、その情報を見たマスコミからの取材依頼が増加したことが挙げられる。これまで増毛町には、雑誌 17 社、TV5 番組の取材があったとのことだ。第 4 に、2014 年度から寄附に対して返礼品を送付する回数を年 1 回から、無制限に変更することでリピーターを獲得したことが挙げられる⁴⁷⁾。

増毛町は、このように広報活動を強化することで、返礼品の還元率を比較的低く抑えながらふるさと納税の増加に成功したわけだ。海産物、水産加工品、果物、地酒など多彩な

46) 2013 年度までは、返礼品の種類は、海産物・水産加工品、果樹、地酒（国産・ワイン）、その他の 4 種類であり、寄附者に特典の希望や好き嫌いを聞き取り、ないし町が独自に特典を選択し、業者に発送を依頼していたとのことだ。

47) 増毛町役場企画財政課によると、2014 年度のリピータは、450 名であり、最も年間寄附回数が多かった人で 10 回だったとのことだ。

特産品を持つ強みを 2013 年度までは広告宣伝活動の不足により十分発揮できなかったものを、広報活動の強化により改善できたと考えられよう。

ふるさと納税が急増したことによる地域活性化の効果としては、ふるさと納税で特産品を入手した個人が、同封されたパンフレットで直接注文するケースや、入札によるえびの価格上昇が漁業者による所得向上につながったことなどが挙げられるとのことだ。

第 5 節 ふるさと納税制度の課題

この節では、ふるさと納税制度の課題について検証する。現在のふるさと納税制度の設計において大きな役割を果たした総務省『ふるさと納税研究会報告書』（平成 19 年 10 月）での議論を紹介し、ふるさと納税制度の問題点を整理しよう。

（１）ふるさと納税研究会報告書

ふるさと納税研究会報告書では、ふるさと納税制度には 3 つの大きな意義があるとされている。第 1 は、自分の意思で、納税先を選択できることである。納税先を選択することで「自分の意思で納税先を選択するとき、納税者はあらためて、税というものの意味と意義に思いをいたすであろうし、それこそは、国民にとって税を自分のこととして考え、納税の大切さを自覚する貴重な機会となる。」と述べられている⁴⁸⁾。第 2 に、ふるさとに貢献したいという気持ちが実現できることである。第 3 に、情報提供の自治体間競争が刺激されることである。

報告書では、「ふるさと」の概念については、「納税者がどこを「ふるさと」と考えるか、その意思を尊重することが「ふるさと納税」の思想上、より重要との見地に立ち、納税者が選択するところを「ふるさと」と認める広い観点をとることとした。」としている⁴⁹⁾。つまり、ふるさと納税制度では、納税者が応援したい自治体であればどこでもふるさとと考えることで、寄附先の自治体には制限が設定されないことになったわけだ。

寄附金控除割合の設定については、「「ふるさと」に対する寄附を行うことによって、納税者の「税」と「寄附」を合わせた負担は原則として増加させるべきではない」という考え方が強調されている⁵⁰⁾。通常の寄附金税制であれば、寄附金控除は寄附を促進するた

48) 『ふるさと納税研究会報告書』 p.2 引用。

49) 『ふるさと納税研究会報告書』 p.4 引用。

50) 『ふるさと納税研究会報告書』 p.16 引用。

めの補助金政策と考えられるため、控除割合は多くても 50%程度に設定されることになる。一方、ふるさと納税制度の本来の出発点は、納税者が自分の意思で納税先を選択する制度であったため、どの地域に納税しても納税額が変わらないように設定すべきだという理屈が優先されたことになる。

ふるさと納税制度のもとでは、寄附を受け取った地方団体の収入が増加し、寄附をおこなった個人が居住する団体の収入が減少する。このような変化は、各地方団体の財政状況に影響を与えるわけだが、地方団体間の財政調整をおこなっている地方交付税においてもふるさと納税制度による影響を考える必要が出てくる。ふるさと納税研究会の報告書では、地方交付税の扱いについては、従来の地方交付税制度のもとでも寄附金は基準財政収入には算入されないということを考慮して、ふるさと納税による寄附金も基準財政収入には算入する必要はないとしている。さらに、従来の寄附金と同様に、寄附金による税収減少額の 75 %が基準財政収入に反映されるべきとしている。結局、ふるさと納税制度では、個人住民税の税収をはるかに上回るほどの寄附を集めた団体であっても、交付税が削られることはなくなったわけだ。ふるさと納税による税収流出については、地方交付税の交付団体については税収減少額の 25 %が自治体の負担となり、不交付団体については税収流出の補填がおこなわれないことになった。

ふるさと納税研究会は、現在問題となっている返礼品合戦の過熱については、報告書の中で警鐘を鳴らしている。具体的には、返礼品の送付については、「各地方団体の良識によって自制されるべき」とし、「各地方団体の良識ある行動を強く期待する」と指摘している⁵¹⁾。

このふるさと納税研究会の報告書は、当初の問題意識にあった自分が生まれ育った地元の市町村に納税する仕組みがあってもよいという点に関してはある程度理解できるものの、ふるさとの定義を「心のふるさと」でもよいとしたことで、当初の理念と現実の制度の間で齟齬が生じたのではないだろうか⁵²⁾。現行制度のもとでは、ふるさと納税の寄附先には制限はなく、高額納税者であれば何百カ所でも寄附が可能だ。その納税先も応援したい自治体とは関係なく、返礼品の魅力で選んでもかまわない。どの自治体が各納税者の地

51)『ふるさと納税研究会報告書』p.23 引用。

52) 地方税が持つ固有の租税原則としての応益性の観点からは、ふるさと納税の考え方に懐疑的な意見も多い。応益性に関する議論は、中里(2007)による整理も参考となる。

元であったのかを特定することは、転勤族などのケースも考えると事務的には不可能だったとしても、寄附先を制限しなかったことで、納税者による納税地域の選択という側面を弱め、返礼品の内容による「寄附先」の選択という側面を強めることとなったと言えよう。

（２）ふるさと納税制度の問題点

ふるさと納税制度は、当初想定されていたような納税地域を分割する制度ではなく、寄附という形で地方を応援する制度であると考えられる⁵³⁾。しかし、寄附金税制として評価した場合には、以下のような問題点が指摘できる。

第１に、寄附税制の効率性が満たされていない可能性があることが指摘できる。表４で示したように、2012年から2013年にかけてのふるさと納税額の増加は、返礼品を送付する自治体の増加に伴うものであり、実質寄附の増加にはつながっていない。

第２に、ふるさと納税制度のもとで、自己負担が2,000円のままで寄附できる上限は、高額所得者ほど高くなり、高額所得者に対して有利な節税策を提供するものとなっていることが挙げられる。これは典型的なタックス・エクスペンディチャーと呼ばれる事実上の補助金政策であり、その利用可能性が高額所得者ほど有利となっているわけだ。

第３に、寄附を受け取った自治体による情報公開が不十分であることが指摘できる。福岡市のように、受け取った寄附の具体的な使途、公開に同意した寄附者の情報などを公式ホームページで発信しているような先進的な自治体も多いが、ふるさと納税の実績など基本的情報や受け取った寄附金の活用実績も公開していない自治体も存在する。ふるさと納税制度は個人を対象とする制度にもかかわらず、個人分の寄附と企業分の寄附を分けて把握していない自治体もある。

第４に、安倍政権下で地域活性化の有力な手段として期待されている制度でありながら、小規模団体ではマンパワーの不足から十分に活用できていない事例も散見される。公式ホームページを見ても、ほとんどふるさと納税に関する情報が得られない自治体も多い。これらの問題点を解消するためには、以下のような改善策が必要だ。

第１に、ふるさと納税制度を明確に寄附金税制に位置づけ、認定NPO法人等への取り扱いに準じる形に改正すべきだ。具体的には、地方税について設定されている特例部分の

53) 中里(2007)も、「「ふるさと納税」は、地域活性化のツール（手段）としては、意義を見いださう。先進的自治体を応援し、自治体間の競争を促す効果が期待できる。」と述べている。

段階的廃止を検討すべきである。特例部分の段階的廃止は、税収ロスを除く実質的な寄附部分がどのように推移するかを見ながら決定すべきだろう。特例部分を段階的に廃止すれば、高額な寄附には一定割合の自己負担を伴うようになり、高額所得者の有利さを軽減することにもつながる。

第2に、ふるさと納税についての情報公開の最低限の基準を統一し、ふるさと納税の実態を把握できるようにすべきだ。具体的には、個人分についての寄附件数、寄附金額、返礼品の直接経費、受け入れた寄附金の支出先の詳細等が挙げられる⁵⁴⁾。これは、ふるさと納税制度が寄附金税制の効率性を満たしているかを判定するために必要不可欠な措置だ。受け取った寄附をどのように活用しているかを発信することは、本来の意味でのふるさと応援する寄附を促進する効果も持つだろう。

第3に、総務省のふるさと納税ポータルの一層の充実が必要だ。総務省のふるさと納税のポータルサイトでは、北海道の東川町などのふるさと納税への先進的な取り組みが紹介されている。ただし、取り上げられている事例は、それほど多くない⁵⁵⁾。このような事例紹介を増やすことは、小規模な地方団体がふるさと納税制度を活用する際に参考となろうだろう。

第6節 むすび

最後に、本稿で得られた結果をまとめることでむすびとしよう。

第1に、ふるさと納税が導入されて以降、寄附金額に占める税収ロスの比率は毎年上昇し、2013年度には77%にも達している。2012年度から2013年度にかけての寄附金増加も、控除率の上昇によるものであり、実質的な寄附の増加につながっていない。2013年度の増加は、ふるさと納税に対する返礼品合戦の過熱が指摘されるようになった時期のものであり、返礼品目当てでの寄附が増えていることを示唆する結果となっている。

第2に、ふるさと納税による減収額が生じなかった場合の都道府県別個人住民税の一人当たり税収とふるさと納税による減収後の都道府県別個人住民税の一人当たり税収について、変動係数を測定することで地域間の税収格差縮小効果をみたところ、その改善度合い

54)ふるさと応援寄附としての企業寄附の件数、金額、企業名なども候補に挙げられる。暦年ベースか年度ベースか、件数をカウントする条件なども統一が望ましい。

55)2015年8月24日時点の取材記事は、6事例となっている。

はきわめて小さいことがわかった。

第3に、2013年度における各市町村のふるさと納税の状況からは、寄附金額が多い市町村の特徴として、歴史的建造物の保存への寄附など明確な寄附先を提示できた自治体では返礼品を提供しなくても、寄附を集めることに成功していることがわかった。また、札幌市のように、大都市では、大口の個人寄附を受け取っているケースが多く、一人当たりの寄附額がおおきくなっていることもわかった。牛肉や海産物など特徴ある特産品を多くもつ北海道下の市町村では、返礼品を送付することで多くの寄附を集めていることがわかった。池田市のように、特徴的な返礼品の魅力で個人の寄附を集めているケースもあった。

第4に、北海道増毛町のヒヤリング調査からは、魅力的な特産品があっても、広報活動が不足していた時期は、ふるさと納税の寄附金額が低迷していたが、広報活動を強化してからは、寄附額が急増している事例があることがわかった。これは、ふるさと納税制度の活用には、公式ホームページの充実と民間のポータルサイトの連携が、返礼品の還元率に頼ることなく、寄附を増加させることにつながることを示すものだ。

第5に、ふるさと納税による寄附額は、ふるさと納税に力を入れている一部の自治体に集中していることがわかった。

第6に、ふるさと納税の問題点としては、寄附税制の効率性が満たされていない可能性があること、高額所得者に有利な節税手段を提供するものとなっていること、ふるさと納税に関する情報公開が不十分であること、小規模団体ではふるさと納税制度を十分に活用できていないことがわかった。

これらの点を踏まえて、本稿ではふるさと納税の改善策として、地方税について設定されている特例部分を段階的に廃止すること、ふるさと納税についての情報公開の最低限の基準を統一し、ふるさと納税の実態を把握できるようにすること、ふるさと納税への先進的な取り組み事例を紹介することで、小規模な地方団体でのふるさと納税制度の活用促進することを提案したい。

[参考文献]

- ・跡田直澄(2008)「地方自治体への寄附と政策」『三田商学』第50巻第6号,pp.33-43.
- ・跡田直澄・前川聡子・末村祐子・大野謙一(2002)「非営利セクターと寄附税制」『フィナンシャルレビュー』第65号,pp.74-92.
- ・小池拓自(2007)『地方税財政改革と税収の地域間格差― ふるさと納税を巡る議論を超え

て 一』国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 593.

・加藤慶一(2010)「ふるさと納税の現状と課題－九州における現地調査を踏まえて」『レファレンス』平成 22 年 2 月号,pp.119-130.

・中里透(2007)「ふるさと納税導入の是非(下)」日本経済新聞、経済教室、2007 年 5 月 30 日付け朝刊記事.

・橋本恭之(2015)「ふるさと納税の検証－大阪府下の市町村を中心に」『租税研究』近刊.

・山内直人(1997)『ノンプロフィットエコノミー NPO とフィランソロピーの経済学』日本評論社.

・山内直人(2014)「NPO に関する研究・教育の系譜と展望」『東京経大会誌』第 281 号,pp.71-91.

・保田隆明(2014)「地方自治体のふるさと納税を通じたクラウドファンディングの成功要因 - 北海道東川町のケース分析 -」『小樽商科大学 商学討究』, 第 64 巻第 4 号,pp. 257-272.

・Becker, G. S.(1974), A Theory of Social Interactions, *Journal of Political Economy*, Vol.6,pp.1063-1093.

・Feldstein, M.(1975a), The income tax and charitable contributions: Part 1- Aggregate and Distributional effects, *National Tax Journal*, Vol.28, pp.81-100.

・Feldstein, M.(1975b), The income tax and charitable contributions: Part 2- The Impact on Religious, Educational and other organizations, *National Tax Journal*, Vol.28, pp.209-226.

・Feldstein, M. (1980), A Contribution to the Theory of Tax Expenditures: The Case of Charitable Giving, in : H.J. Aaron and M.J. Boskin, eds., *The Economics of Taxation* (Brookings, Washington, DC) pp. 99-122.

・Feldstein, M. and Amy Taylor, (1976) The Income Tax and Charitable Contributions, *Econometrica*, Vol. 44, No. 6, pp. 1201-1222.